

第2期

洞爺湖町まちづくり総合計画



うみ
湖海と火山と緑の大地が結び合い
元気をつくる交流のまち

平成28年12月
令和4年3月 改訂
(基本構想・基本計画変更)

北海道洞爺湖町

目 次

第1編 基 本 構 想

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の背景【まちの地勢、人口】	1
【社会経済情勢の変化】	4
【まちの変化】	4
第3節 計画の構成	5
第4節 計画の期間	5
第5節 SDG s への対応	6

第2章 計画の構想

第1節 洞爺湖町の将来像	7
第2節 施策の大綱	8
第3節 施策の体系	9

第2編 基 本 計 画

各施策とSDG s との関係	11
----------------	----

第1章 定住を促す住みよい環境のまちづくり

第1節 道路・交通網の整備	14
第2節 消防・防災体制の整備	15
第3節 水道の整備	17
第4節 下水道の整備	17
第5節 情報ネットワークの整備	18
第6節 廃棄物・し尿の適正処理	19
第7節 葬祭場・霊園の管理	20
第8節 交通安全・防犯・消費者問題への対策	20
第9節 総合的な土地利用と市街地の整備	22
第10節 環境・景観の保全と創造	23
第11節 定住の基盤となる雇用環境・雇用対策の充実	24
第12節 この地で暮らすための住宅環境の整備	25
第13節 移住を促す支援体制の整備	26

第2章 誇れる地域特性を活かしたまちづくり

第1節	温泉資源の保全と活用	2 8
第2節	観光の振興	2 9
第3節	洞爺湖有珠山ジオパークの活用	3 2
第4節	芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用	3 3
第5節	自然公園・水辺の整備	3 4
第6節	大学との連携	3 5

第3章 競争力のある地域に根ざした元気産業のまちづくり

第1節	農・林業の振興	3 7
第2節	水産業の振興	3 9
第3節	商工業の振興と新産業の開発	4 1
第4節	医療福祉産業の振興	4 2

第4章 心豊かに子どもを育むまちづくり

第1節	結婚や出産の希望をかなえる環境づくり	4 5
第2節	子育て支援の充実	4 6
第3節	学校教育の充実と学習環境の整備	4 8
第4節	子どもが遊べる環境づくり	1 9

第5章 やさしさあふれる健康福祉のまちづくり

第1節	保健・医療の充実	5 2
第2節	地域福祉の充実	5 3
第3節	高齢者福祉の充実	5 4
第4節	障がい者福祉の充実	5 6
第5節	社会保障の充実	5 7

第6章 人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり

第1節	男女共同参画・人権尊重社会の形成	6 0
第2節	コミュニティ・住民活動の促進	6 1
第3節	協働・自立のまちづくりの推進	6 1
第4節	青少年の健全育成	6 3
第5節	元気な高齢者の活躍	6 4
第6節	生涯学習社会の確立	6 5
第7節	スポーツ活動の促進	6 6
第8節	国際交流・地域間交流活動の展開	6 7

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画 2017～2026

第 1 編

基 本 構 想

第1章 はじめに

第1節 策定の趣旨

洞爺湖町は、地方分権時代の到来と厳しい財政状況を抱える中、住民と行政のパートナーシップを確立し、総合的な行財政改革を進めるため、平成18年（2006年）3月に町村合併により誕生しました。

これまで、平成19年（2007年）3月にまちづくり総合計画を策定し、地域の特性を最大限に活用しながら、住民一人ひとりが幸せを実感し、次代まで住み続けられるまちを目指して、まちづくりを進めてきたところです。

今、当町は急速に進行する人口減少や少子高齢化といった課題に直面しています。人口減少はまちの活力を低下させるだけでなく、生活基盤の維持などにも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

新町誕生からの10年、町財政の早期健全化と持続可能な財政基盤の構築が最重要課題としてまちづくりに大きな影響を及ぼしましたが、町民と行政が一体となって取り組み、明るい兆しも見えてきています。

まちの姿や取り巻く社会情勢も大きく変化する中、これからも豊かな自然に囲まれて、次世代とともに安心して住み続けられる「まち」を創造していくため、中長期的な展望に立った指針として、第2期まちづくり総合計画を策定します。

第2節 計画の背景

【まちの地勢】

当町は、北海道の中央南西部に位置し、道都札幌市及び北海道の空の玄関口・新千歳空港から車で2時間の圏域にあり、道央圏諸都市からも比較的近い距離に位置しています。また北海道縦貫自動車道の虻田洞爺湖インターチェンジや、特急が停車するJR洞爺駅を有しており、海岸線に沿って走る国道37号と札幌市を直結する国道230号が結束する交通の要衝として、都市間交通網が整備されています。

気候も温暖で、南は内浦湾（噴火湾）に面し、洞爺湖と活火山有珠山、羊蹄山から広がる広大な台地に囲まれた自然豊かな地域となっています。火山の恵みである温泉を中心とした観光産業と肥沃な大地や海で育まれる農水産業のほか、福祉や医療サービスの事業所も多く、まちの主な産業となっています。

【人口】

<人口の減少>

当町の人口は合併時の11,343人（平成17年度国勢調査）から毎年減少し、直近では9,299人（平成27年度国勢調査）と2,044人がこの10年で減少したことになります。

自然増減でみると、一貫して死亡数が出生数を上回っています。特に合計特殊出生率の推移を周辺市町村と比較しても、当町のみが減少しており、少子化が深刻な課題となっています。

また、社会増減では、転出超過の傾向が続いています。都市部への転出超過が多くなっ

ており、特に若年層の人口減少が目立ち、進学や就職先として都市部を求める傾向が強くなっています。

＜高齢化の進行＞

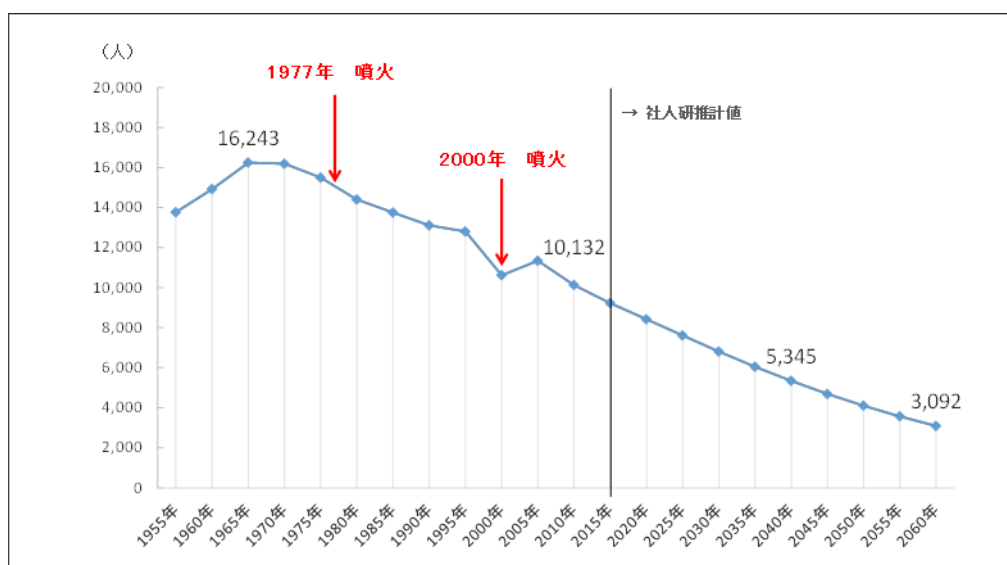
当町の高齢化率は合併時の30.4%から平成22年度には35.2%、平成27年度では40.4%と40%を上回り、町民の2.5人に一人が高齢者となっています。人口ビジョンによると、現在は年少人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期に入っていることから、今後の老年人口は減少傾向に転ずると考えられていますが、少子化や若年層の人口減少により、高齢化率はさらに上昇し、生活基盤や都市機能への影響などが危惧されます。

＜就業者数と交流人口＞

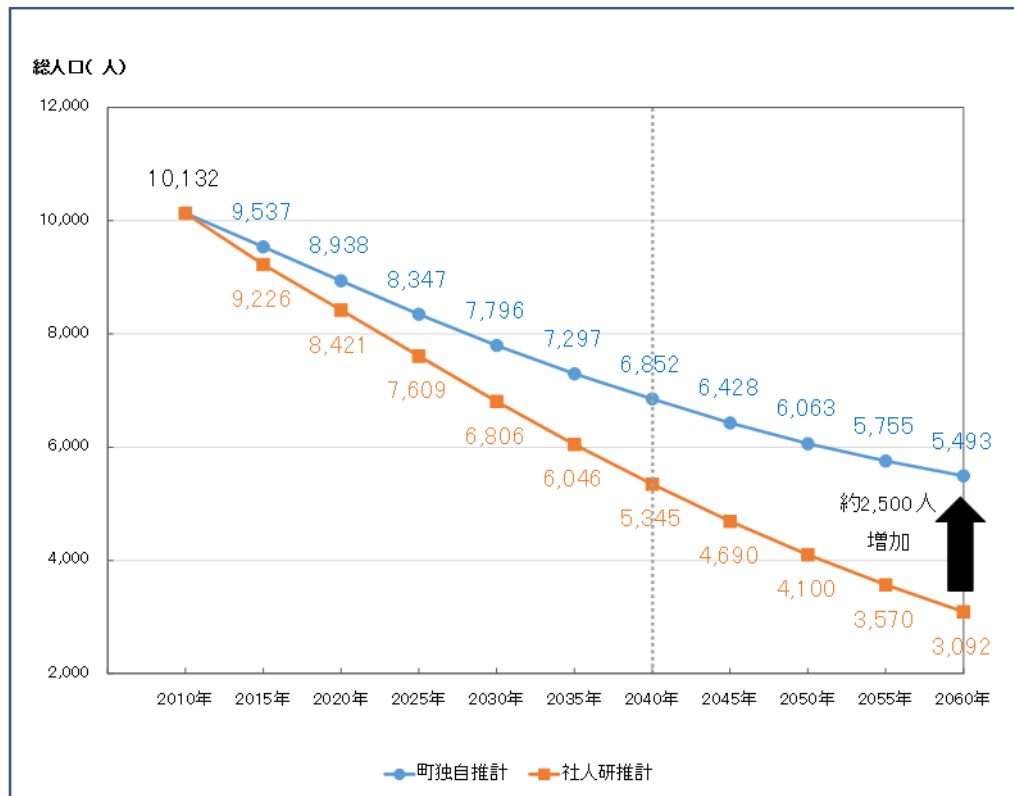
人口減少と高齢化により就業者数も減少を続けています。産業別にみると第1次産業においては、家族等への継承がなされ適度な規模で経営が行われていますが、高齢による離農や後継者不足など就業者数の現状維持が課題となっています。また、第2次産業では、事業所数も減少していることから、減少率は大きくなっています。第3次産業でみると、宿泊業・サービス業で減少していますが、新たな介護施設の開設等により医療・福祉従事者数は増加しており、高齢化に伴い今後も需要が見込まれます。また、洞爺湖温泉では有珠山噴火以前の状況まで戻りつつあった観光客が、リーマンショックなどの影響で大きく減少していましたが、近年は回復傾向にあります。恵まれた観光資源を最大限に活用して、交流人口を増やすことは、観光産業活性化を図るうえで重要であり、上下水道やごみ処理、公園、道路等のインフラ整備を進めるうえでも考慮しなければなりません。

以上のことから、これからのまちづくりを進めるにあたり、人口減少を緩和し、活力を生み出していく取り組みを行うことが必要です。

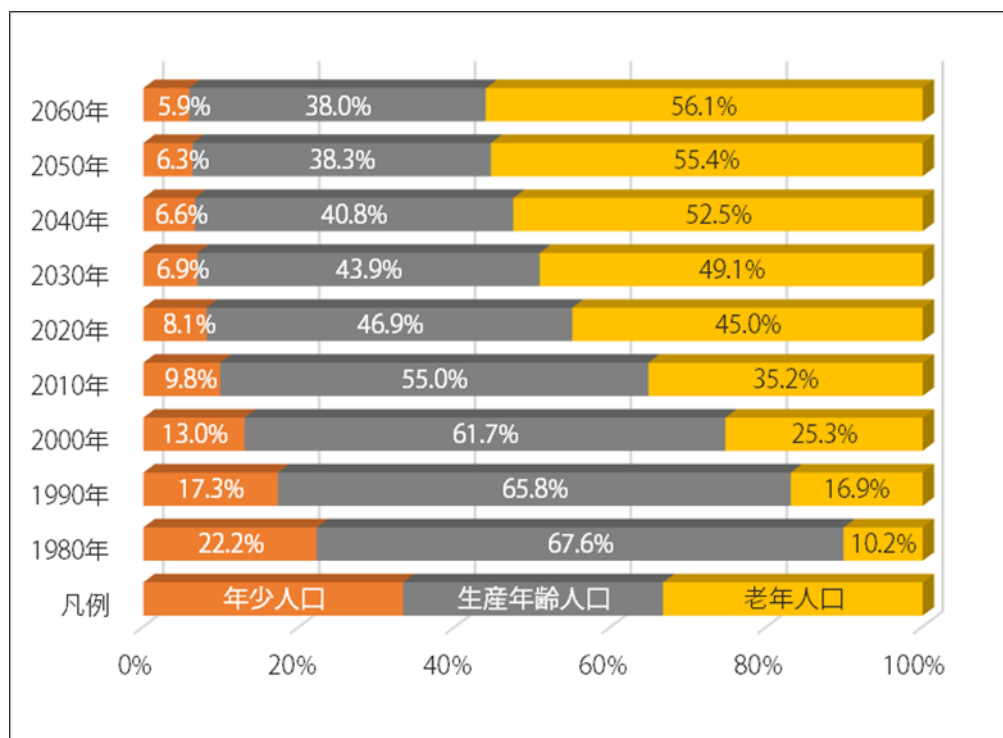
まちの総人口の推移



まちの将来人口の見通し



年齢3区分別人口比率の推移



【社会経済情勢の変化】

社会情勢をみると、この10年においては、国内において長期にわたるデフレにより、賃金の低下や若年層における非正規雇用問題などに加え、原材料や原油の高騰が重なり、個人消費の冷え込みや設備投資の消極化が地域経済を減退させてきました。また、年金・医療・福祉などの社会保障経費の増加や介護・子育て環境の整備などが社会問題ともなり、社会保障財源を確保するための消費税率の引き上げも経済活動に影響を与えています。

2008年（平成20年）には「北海道洞爺湖サミット」が開催され、国内外へのメディアなどへの露出のほか、開催に向けた整備などにより一定の効果が生まれたものの、リーマンショックにより、開催後の経済効果と景気回復は抑制され、さらには「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、早期健全化団体となった当町においては、緊縮財政を余儀なくされたところです。

一方で2011年（平成23年）3月の東日本大震災の発生や、笹子トンネル天井板崩落事故の発生を契機に、減災・防災や社会資本の老朽化対策が強く認識されたほか、原発事故などから改めて環境・エネルギー問題へも注目がされています。

こうした中、国においては、デフレの脱却に向けた緊急的な経済対策が数年間にわたり実施され、当町においても、安全の確保、景気対策などを優先的に実施してきました。また、ビジット・ジャパン事業などの訪日観光客誘致に向けた取り組みや、とりわけ中国の経済発展やビザ発給要件の緩和などにより、外国人観光客の増加へとつながっています。

今後は、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への参加や、農水産物の海外市場での消費拡大、外国資本の流入など、グローバル化する経済の方向性のほか、北海道新幹線の開業などの影響が考えられます。

【まちの変化】

洞爺湖町が誕生してからの10年、新町として地域の融和と均衡ある発展を図りながら事業を推進してきました。合併当初は旧虻田町、旧洞爺村それぞれが予定していた事業を手掛け、魅力ある観光地づくりとして洞爺湖温泉公園やにぎわい広場の整備、洞爺湖芸術館や洞爺・水の駅周辺地区の街並み整備など新しい公園や施設が整備されています。また、有珠山噴火に備えた施設として、三豊・清水トンネルの開通や虻田漁港大磯分区分が整備され、環境サミットと言われる2008年（平成20年）に開催された北海道・洞爺湖サミットを契機に、洞爺湖ビジターセンターや情報通信網が整えられるなど、観光地や憩いの場として必要な整備は進められてきています。

住環境をみると、有珠山噴火の影響により硬水化が進んでいた虻田本町地区の水道水が改善されましたが、住宅を求める声がある一方で、民間住宅の空き家も目立ってきています。また公営住宅では、住環境の質の向上と更新コストの削減のため長寿命化計画を策定し、建て替えと取り壊しを計画的に実施しています。

しかし、人口減少や高齢化など社会情勢の変化により、まちの商店が閉店したり、町立洞爺高等学校や洞爺湖温泉中学校が閉校となるなど、ひとの流れが変わることで、ひとが暮らして生まれる「まちの景色」は変わってきました。住むこと、働くこと、食べること、

こうしたライフラインを守っていくことは、このまちで暮らし続けるためには欠くことができません。施設の老朽化も進んでいることから、安全面からいかに機能を保ちながら、暮らしやすい環境をつくりだしていくかが大切になってきます。また、2000年（平成12年）有珠山噴火から17年が経過することから、次期噴火に向けた防災体制の構築が必要となっています。

まちの財政面をみると、これまでの財政健全化に向けた取り組みや行財政改革により、収支バランスは安定してきておりますが、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの期間、人口減少等による税收や地域内消費の減少も見込まれます。一方、社会保障経費や老朽化などによる施設修繕料等の増加も大きな課題となっています。

こうした中、ユネスコ世界ジオパークに認定されている「洞爺湖有珠山ジオパーク」のほか世界遺産登録をめざしている「入江・高砂貝塚」など、今後も国内外から注目を集めることが想定されます。また、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催や2030年（平成42年）北海道新幹線の札幌延伸など、観光面における効果も期待されるところです。加えて、近年当町に移り住む人も増えてきており、新しい店舗の進出や、地域のコミュニティへの参加など、地域の賑わい創出も期待されています。

これらを踏まえ、日本経済状況の先行きが不透明な中、人口減少と東京・札幌への一極集中を是正し、地方の特性に即したまち・ひと・しごとの創生に向けた取り組みとともに、まちづくりを進めることが重要となっています。

第3節 計画の構成

【計画の構成】

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

（1）基本構想

今後のまちづくりの基本となるめざすべき「将来像」を定め、その実現のための施策の方向性を「施策の大綱」として示すものです。

（2）基本計画

「将来像」実現のための「施策の大綱」を具体化し、体系的に示すものです。各分野の現況と課題を明らかにするとともに、施策・事業として展開するための方向性を示すものです。

（3）実施計画

基本計画に定められた施策展開の方向性に沿って、具体的な事業の事業内容や事業費などを整理するもので、別に定めます。

第4節 計画の期間

【計画の期間】

◇基本構想・基本計画の計画期間は平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10カ年とします。

◇実施計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年

度)の5カ年を上期、平成34年度(2022年度)から平成38年度(2026年度)の5カ年を下期とし、社会情勢、財政事情等の変化をみながら、弾力的に見直しを行います。

第5節 SDGsへの対応

平成27年の国連サミットにおいて、SDGs(エス・ディ・ジーズ)が採択され、世界各国が協調し、共通目標の達成に向けた取組みが進められています。

本計画の推進に当たっても、このSDGsの理念を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	

第2章 計画の構想

第1節 洞爺湖町の将来像

わがまちには、次代に受け継ぐべき財産があります。大地の変動が作り出した豊かな自然。先人が暮らしの中で築いてきた文化。この地で知恵を絞り、労苦を積み重ねてきた産業など、今のまちがあるのは、これまで多くの人たちが、このまちの未来を思い、この地に根を張り、創り上げてきたものです。

これからのまちづくりにおいても、有珠山の噴火や社会情勢の変化といった脅威や課題は当然立ちちはだかることでしょう。しかし、これまで、それらに立ち向かい、乗り越えながらまちづくりを進めてきた先人たちのように、今この地で暮らす私たちが、ともに考え、ともに行動することで、暮らしを豊かにし、これらの財産を次世代に引き継ぐため、未来に向けたまちをめざすことが大切です。

そのうえで、合併から10年の検証を踏まえ、これまでの基本理念と将来像を継承し、新たな視点を加えて、まちづくりを進めてまいります。

【基本理念】

1 交流・連携による活力づくり

地域の産業が活力にあふれることは、この地域が発展し続けるために極めて重要です。当町の大きな財産である「豊かな自然」を活用し、多くの人々が集い交流する観光地づくり、観光との連携・融合による農水産業など産業の活性化を柱とした活力あふれるまち、さらには、住民同士のふれ合いや学び合い、こころの結びつきを大切に育むことの出来る活力に満ちたまちをめざします。

2 安全・健康・環境を重視した健康づくり

一人ひとりが生涯にわたって健やかに暮らしていくことは、だれもが持っている願いです。このことから、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にした災害に強い安全なまちづくりや環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざします。

3 協働・自立のまちづくり

まちづくりは常に住民に向かってなされなければなりません。自らできることは自分で行う自助、互いに助け合う共助、公的支援による公助の考えのもと、住民一人ひとりの意見や声を大切にしながら、住民と行政がともに考え、共有した目的に向けて力を合わせて行動する「協働のまちづくり」を進めることにより、地方創生時代にあって自律・自立したまちをめざします。

【将来像】

湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち

第2節 施策の大綱

【施策の大綱】

「将来像」の実現に向け、施策の方向性を示すものとして「施策の大綱」を定めます。

1. 定住施策の充実と交流人口の拡大

人口減少と少子高齢化が進む中、これからのまちづくりにおいては、いかに人口の減少を抑制し、まちの活力を創り出していくかが重要となっています。当町には、美しい自然景観や、豊かな農水産物などの恵みがたくさんあります。また、温泉やユネスコ世界ジオパークに認定された洞爺湖有珠山ジオパークのほか、縄文遺跡や芸術文化といったほかの地域にはない優れた資源を有しています。これらまちの魅力と地域資源を活かしながら、観光客などの交流人口の増加による賑わいを創出するとともに、雇用の創出や子育て環境などを整えることにより、定住・移住へとつなげることが必要です。長くこの地域で暮らすことができるよう、自然環境や働く環境、利便性に加え、互いに安心できる人と人とのつながりのある「暮らしやすさ」とともに、生きがいややりがいといった「暮らしの豊かさ」を高めながら、この地に暮らす人たちが「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。

2. 三地域の特性に合った振興策の充実

当町は、内浦湾に面し、国道37号やJR洞爺駅、スーパー、病院、役場庁舎などの商業施設や生活利便施設を有する虻田本町地区、洞爺湖畔に面し、噴火遺構や温泉街を有する洞爺湖温泉地区、広大な畑や水田が広がり、渚と芸術文化が融合した洞爺地区という3つの趣を異にする地区から成り立っています。

虻田本町地区はホタテ養殖を主力とした水産業と商工業、洞爺湖温泉地区は多くの観光客を迎える観光業、洞爺地区は農業とキャンプなどのアウトドア・アクティビティといった、主要産業にもそれぞれの特徴があらわれています。

また、有珠山の噴火はこの地で暮らす人たちにとって、切り離すことのできない大きな脅威です。しかし、噴火活動によりもたらされた豊かな産物や温泉、美しい自然景観は、地域にとって貴重な財産であり、これからも起こるであろう噴火災害にしっかりと備え、その中で豊かに暮らしていくための人と人とのつながりや環境を創造していくことが重要となっています。

住民のニーズも多様化し、年齢や家族構成によっても生活様式が異なります。地区間の連携を図り、それぞれの地区の特性を活かしながら、互いに関わりを持ち、共有していくことで、選択の幅が広がり、洞爺湖町全体の魅力の向上につなげます。

第3節 施策の体系

定住を促す住みよい環境のまちづくり

ここに暮らす人たちも、移り住む人たちも、ともに自然豊かなこの地域で長く快適に暮らすことができるよう、生活の基盤となる生活環境、住環境、雇用環境などの整備や受入体制を整えることで、まちの魅力を高めます。

- ◆道路・交通網の整備
- ◆消防・防災体制の整備
- ◆水道の整備
- ◆下水道の整備
- ◆情報ネットワークの整備
- ◆廃棄物・し尿の適正処理
- ◆葬祭場・霊園の管理
- ◆交通安全・防犯・消費者問題への対策
- ◆総合的な土地利用と市街地の整備
- ◆環境・景観の保全と創造
- ◆定住の基盤となる雇用環境・雇用対策の充実
- ◆この地で暮らすための住宅環境の整備
- ◆移住を促す支援体制の整備



誇れる地域特性を活かしたまちづくり

火山の恵みである温泉や洞爺湖、縄文遺跡や彫刻群など、この地ならではの地域資源を魅力として認識し、楽しみとすることで、まちの活力を産み出します。

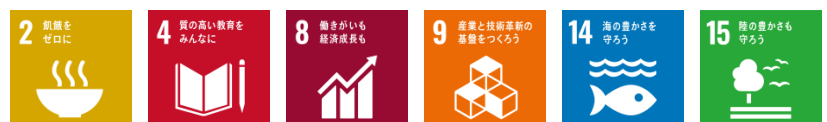
- ◆温泉資源の保全と活用
- ◆観光の振興
- ◆洞爺湖有珠山ジオパークの活用
- ◆芸術・文化活動の促進と文化遺産の保全・活用
- ◆自然公園・水辺の整備
- ◆大学との連携



競争力のある地域に根ざした元気産業のまちづくり

他産業との連携による経営基盤やブランド力の強化に向けた取り組みのほか、医療福祉分野の人材育成や支援体制の構築などにより、産業を元気にします。

- ◆農・林業の振興
- ◆水産業の振興
- ◆商工業の振興と新産業の開発
- ◆医療福祉産業の振興



心豊かに子どもを育むまちづくり

結婚、出産、子育ての希望をかなえ、学習環境や子育てしやすい地域社会を整えることで、子どもの健やかな成長と若い世代の定住を促進します。

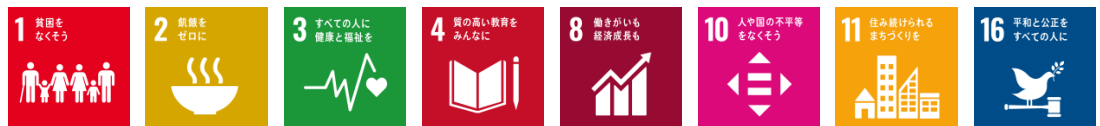
- ◆結婚や出産の希望をかなえる環境づくり
- ◆子育て支援の充実
- ◆学校環境の充実と学習環境の整備
- ◆子どもが遊べる環境づくり



やさしさあふれる健康福祉のまちづくり

保健・福祉・介護・医療・住民が連携し、サポート体制の充実を図ることで、いつでも健康で安心した暮らしを続けられる地域を創造します。

- ◆保健・医療の充実
- ◆地域福祉の充実
- ◆高齢者福祉の充実
- ◆障がい者福祉の充実
- ◆社会保障の充実



人が輝きと賑わい生み出すまちづくり

地域の住民が様々な活動への参加やそれぞれのつながりを大切にし、互いに協力し合うことで、まちへの愛着と賑わいを創出します。

- ◆男女共同参画社会・人権尊重社会の形成
- ◆コミュニティ・住民活動の促進
- ◆協働・自立のまちづくりの推進
- ◆青少年の健全育成
- ◆元気な高齢者の活躍
- ◆生涯学習社会の確立
- ◆スポーツ活動の促進
- ◆国際交流・地域間交流活動の展開



第 2 編

基 本 計 画

各施策とSDGsとの関係

本計画の推進に当たっては、経済・社会・環境が循環するSDGsの理念を尊重しながら各施策を推進します。

			施 策 名																	
			第 1 章													第 2 章				
			1 道 路 ・ 交 通 網 の 整 備	2 消 防 ・ 防 災 体 制 の 整 備	3 水 道 の 整 備	4 下 水 道 の 整 備	5 情 報 ネットワークの整備	6 廃 棄 物 ・ し 尿 の 適 正 処 理	7 葬 祭 場 ・ 霊 園 の 管 理	8 対 交 通 安 全 ・ 防 犯 ・ 消 費 者 問 題 へ の	9 総 合 的 な 土 地 利 用 と 市 街 地 の 整 備	10 環 境 ・ 景 観 の 保 全 と 創 造	11 対 定 住 の 基 盤 と な る 雇 用 環 境 ・ 雇 用	12 整 備 の 地 で 暮 ら す た め の 住 宅 環 境 の	13 移 住 を 促 す 支 援 体 制 の 整 備	1 温 泉 資 源 の 保 全 と 活 用	2 観 光 の 振 興	3 洞 爺 湖 有 珠 山 ジ オ パ ー ク の 活 用	4 の 芸 術 保 存 ・ 文 化 活 用 活 動 の 促 進 と 文 化 遺 産	5 自 然 公 園 ・ 水 辺 の 整 備
S D G s の 17 の ゴ ー ル		貧困をなくそう																		
		飢餓をゼロに																		
		すべての人に健康と福祉を							●											
		質の高い教育をみんなに															●	●		●
		ジェンダー平等を実現しよう																		
		安全な水とトイレを世界中に			●	●														
		エネルギーをみんなにそしてクリーンに									●					●				
		働きがいも経済成長も										●					●		●	
		産業と技術革新の基盤をつくろう					●	●				●	●	●		●	●			
		人や国の不平等をなくそう																		
		住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●			●	●	●	
		つくる責任つかう責任						●	●			●								
		気候変動に具体的な対策を		●								●		●		●				
		海の豊かさを守ろう										●								●
		陸の豊かさを守ろう									●	●								●
		平和と公平をすべての人に	●		●	●	●											●	●	
		パートナーシップで目標を達成しよう		●																●

			施 策 名																			
			第3章				第4章				第5章					第6章						
			1 農・林業の振興	2 水産業の振興	3 商工業の振興と新産業の開発	4 医療福祉産業の振興	1 結婚や出産の希望をかなえる環境	2 子育て支援の充実	3 学校教育の充実と学習環境の整備	4 子どもが遊べる環境づくり	1 保健・医療の充実	2 地域福祉の充実	3 高齢者福祉の充実	4 障がい者福祉の充実	5 社会保障の充実	1 の男女 形成共同 参画社会・人権 尊重社会	2 コミュニ ティ・住 民活動の 促進	3 協働・自 立のまち づくりの 推進	4 青少年の 健全育成	5 元気な高 齢者の活 躍	6 生涯学習 社会の確 立	7 スポーツ 活動の促 進
S D G s の 17 の ゴ ー ル		貧困をなくそう							●					●								
		飢餓をゼロに	●	●			●	●						●								
		すべての人に健康と福祉を					●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
		質の高い教育をみんなに				●		●	●	●			●		●			●	●	●	●	●
		ジェンダー平等を実現しよう						●							●		●					
		安全な水とトイレを世界中に																				
		エネルギーをみんなにそしてクリーンに																				
		働きがいも経済成長も	●	●	●	●								●					●			
		産業と技術革新の基盤をつくろう	●	●	●																	
		人や国の不平等をなくそう									●	●	●	●	●							
		住み続けられるまちづくりを					●	●	●	●					●	●	●	●				●
		つくる責任つかう責任																				
		気候変動に具体的な対策を																				
		海の豊かさを守ろう		●																		
		陸の豊かさも守ろう	●																			
		平和と公平をすべての人に						●	●		●					●		●				
		パートナーシップで目標を達成しよう														●	●	●				

第1章

定住を促す住みよい環境のまちづくり

ここに暮らす人たちも、移り住む人たちも、ともに自然豊かなこの地域で長く快適に暮らすことができるよう、生活の基盤となる生活環境、住環境、雇用環境などの整備や受入体制を整えることで、まちの魅力を高めます。

第 1 節 道路・交通網の整備

第 2 節 消防・防災体制の整備

第 3 節 水道の整備

第 4 節 下水道の整備

第 5 節 情報ネットワークの整備

第 6 節 廃棄物・し尿の適正処理

第 7 節 葬祭場・霊園の管理

第 8 節 交通安全・防犯・消費者問題への対策

第 9 節 総合的な土地利用と市街地の整備

第10節 環境・景観の保全と創造

第11節 定住の基盤となる雇用環境・雇用対策の充実

第12節 この地で暮らすための住宅環境の整備

第13節 移住を促す支援体制の整備

第1節 道路・交通網の整備



【動向と課題等】

道路・交通網の整備は、地域間移動のほか、輸送・物流など日常生活や産業活動においても重要です。さらに当町においては、有珠山の噴火災害や、津波災害が発生した際の避難路として、非常に重要な位置づけとなっています。

このことから、町道の整備・補修を継続的に行っており、町道は2020年度（令和2年度）末現在で393路線、延長229.6kmで、改良率70.5%、舗装率60.5%となっています。橋梁についても、修繕・架換等に要する費用の増大が予想される中、財政状況を考慮し、利用者に対する安全性・信頼性を確保することを目的とし、2014年（平成26年）2月に洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画を策定したところですが、全橋梁の点検が終了し、修繕計画に変更が生じたため2019年（令和元年）12月に計画の見直しを行いました。また、国道・道道といった幹線道路については要望等を行い整備が進められており、道道は、隣接町村や町内集落を結ぶ幹線道路として、洞爺湖登別線、洞爺虻田線、岩内洞爺線、洞爺公園洞爺線、豊浦洞爺線、豊浦京極線、仲洞爺留寿都線の7路線があり、町内延長は48.6km、改良率100%、舗装率98.7%となっています。有珠山噴火により、国道や幹線道路が通行不能となり道路網全体が大きく変化しましたが、新国道230号の建設、虻田洞爺湖インターチェンジの移設及び道道洞爺湖虻田線（都市計画道路インター通含む）、道道洞爺湖登別線（都市計画道路眺湖通）整備が完成しました。

今後も、産業経済活動の拡大、生活の広域化、地域間交流の活発化などにより、高規格幹線道路など広域幹線等の整備が望まれるほか、ランニングやサイクリングなどの需要の増加や車両の増大、大型化に対応した既存道路の改良などが課題となっています。

町道においては改良率、舗装率から今後も一層の整備促進をし、国道、道道においても急こう配や急カーブのほか狭隘な道路が多く危険であることから、引き続き安全な道路環境整備の取り組みを行う必要があります。

地域交通の確保においては、人口減少や少子化、感染症の拡大などの影響により乗車率の低下や採算性の悪化、また事業者においては運転手の高齢化や人手不足などの課題がありますが、高校生や高齢者等の交通弱者の生活や観光利用を維持していくため、持続可能な交通体系を構築していくことが重要となっています。また、町内移動の乗継の改善や、2030年（令和12年）の北海道新幹線札幌延伸なども踏まえた2次交通の利便性向上など、機能の充実が必要となっています。

【基本方向】

◇国道及び道道は町民生活の利便性の向上を図るうえで最も重要な路線であり、防災・物流・観光の観点からも欠かすことのできないものであることから、幹線道路の整備促進

について、国及び道に対し引き続き要望を実施いたします。

◇町道は重要な生活道路であり、町民生活の利便性を図るうえで重要であることから、町道・橋梁等の整備、修繕を推進し、既存道路の維持保全を図ります。

◇弱者に優しい安全で良好な道路環境の整備を図ります。

◇急こう配や狭隘、急カーブの改善のほか、安全施設等により、安全な道路環境整備を図ります。

◇日常生活維持に必要な公共交通機関の生活路線の維持管理に努めるとともに、広域交流機能としての役割強化を図ります。

【主要施策】

◇国道３７号トンネルの改修の促進を図ります。

◇とうや湖ぐるっと一周線（道道洞爺虻田線・洞爺公園洞爺線）の整備促進を図ります。

◇インター通（町道部）の道道昇格及び整備促進を図ります。

◇町道の整備促進を図ります。

◇生活路線の維持に努めます。

◇関係機関と調整を図り、国道２３０号の線形改良や歩道整備などの安全確保に向けた取り組みを推進します。

◇ランニングやサイクリングなどのスポーツ利用も可能な道路整備に努めます。

◇橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕事業を実施します。

◇利用状況や採算性に見合った持続可能で利用しやすい交通手段の検討・確保に努めます。

第２節 消防・防災体制の整備



【動向と課題等】

当町においては、地震、津波、豪雨、土砂災害、豪雪などの自然災害に加え、有珠山の噴火が想定されていることから、災害時の被害を最小化するため、「自助」「共助」「公助」による防災体制を構築し、日頃から災害に備えることが重要です。

そのため、過去の有珠山噴火災害の教訓を踏まえ、有珠山噴火をはじめ大地震、津波、火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、広域的な常備消防・救急体制及び消防団の充実を進めるとともに、地域防災計画のもと、関係機関と連携した災害監視体制や広域的な支援体制を含めた総合的な防災体制の確立、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、あらゆる通信手段を活用した防災情報伝達体制を強化し、避難体制の整備を図る必要があります。

また、北海道より津波防災地域づくりに関する法律第８条第１項に基づく、北海道太平洋沿岸における新たな津波浸水想定が公表されたことから、当町においてもこれに基づき

津波ハザードマップを策定し、津波災害から住民の生命を守るための避難体制を確立する必要があります。

あわせて、情報通信体制の充実として、新たに整備したデジタル防災行政無線の活用に加え、緊急時の放送媒体として、コミュニティFMを有効的に活用していく必要があります。

さらに、消防車両の更新による消防設備の充実、地域消防・防災体制の充実、救急業務体制（救急医療機関とのネットワーク）の強化を図る必要があります。

【基本方向】

◇災害時に被害を最小限に食い止めることができるよう、要配慮者・避難行動要支援者への避難体制の充実強化を図り、地域防災計画の見直しや自然災害に対する予防策等、防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発に努めます。

◇自主防災組織を育成し、地域の防災意識の向上を図ります。

◇地域防災計画に基づいた各種個別計画を策定します。

◇将来的な災害を想定した噴火・津波・土砂災害などのハザードマップの活用を図ります。

◇火災予防対策と防火思想の普及啓発を進めます。

◇消防署及び消防団と連携し、組織的防災力を高めます。

◇消防団員の確保と活性化対策を推進します。

◇救急業務の高度化及び医療機関との連携を図ります。

【主要施策】

◇近年の増加傾向にある大規模自然災害を踏まえ、地域情報の変化や実情に沿った「洞爺湖町地域防災計画」の修正を随時実施し、迅速かつ適切な対応が取れる体制づくりや、これらの広報活動・町民への防災意識の高揚を図ります。

◇安心・安全な地域づくりに向け、高齢者や障がい者など、災害時に一人で避難不可能な人を把握し、避難行動要支援者名簿への登録を促進し、災害時における避難行動の円滑化に努めます。

◇避難所や災害対策本部となる役場庁舎の防災資機材整備を図ります。

◇自主防災組織の結成及び活動を支援します。

◇避難行動要支援者に対する個別計画を策定します。

◇有珠山噴火避難計画及び津波避難計画を策定します。

◇有珠山噴火や地震・津波などを想定した防災訓練を実施して意識の向上を図ります。

◇近隣市町をはじめとする、町外団体との広域応援体制づくりを推進します。

◇災害発生時に、安全かつ迅速に避難できるように避難道路の確保と整備を推進します。

◇要配慮者に対する災害情報伝達手段の多様化を図ります。

◇火災予防指導を強化するため、防火管理体制の充実、予防業務の強化並びに民間の防火協力団体等の育成と防火思想の普及・高揚を図ります。

- ◇近年の消防を取り巻く環境が複雑化している状況から、火災をはじめ各種災害に対応し得る機器及び設備の近代化・化学化を推進し、消防力の強化に努めます。
- ◇消防団員の減少や高齢化問題の対策として、青年層を対象に新規団員の確保並びに女性消防団員の増加を積極的に推進します。
- ◇救命率向上のため、応急手当講習会の開催をするとともに、交通事故増加、高齢化の進行、医療構造の変化等に迅速・適切に対応する体制づくりとして、医療機関との連携強化に努めます。

第3節 水道の整備



【動向と課題等】

当町の水道は、上水道事業（計画給水人口10,200人、1日最大給水量8,637m³）により虻田地区の給水を、簡易水道事業（計画給水人口2,050人、1日最大給水量1,243m³）により洞爺地区の給水を行っています。

上水道事業においては、定住人口や、各産業の事業所等の減少などにより、給水量が減少していることから、浄水施設等の更新の検討や経営の改善が必要です。

また、両事業の各施設において、老朽化施設の更新時に耐震化を図ることが必要とされています。

【基本方向】

◇安全で良質なおいしい水の安定供給を図るため、水源の保全と施設の適切な維持管理を行うとともに、浄水場のろ過設備の更新を進めます。

◇配水管の整備においては、老朽管の耐震化への改善を行ないます。

◇事務事業の合理化を図り、健全経営に努めます。

【主要施策】

◇良質でおいしい水の供給を図るため、水道施設の適切な維持管理に努めます。

◇老朽管や浄水施設など、各施設の計画的な更新と耐震化を推進することにより、水道水の安定供給を図ります。

◇漏水調査業務を計画的かつ効率的に実施し、不明水の減少と有収率の向上を図ります。

◇水道事業経営合理化の推進を図り、事業会計の健全経営に努めます。

第4節 下水道の整備



【動向と課題等】

洞爺湖や河川、海域の水質保全と清潔で快適な居住環境を確保するため、下水道計画区域内の管渠及び処理施設の整備を進めるとともに、下水道計画区域外においては合併浄化槽整備事業を推進することが重要です。

また、処理開始から29年を経過した虻田下水終末処理場、同22年のとうやクリーナップセンターは、下水道ストックマネジメント計画による機器施設の延命や更新を適切に実施する必要があります。

加えて、大規模な災害及び事故等が発生しても、下水道施設がその機能を維持または早期復旧するために業務継続計画（下水道BCP）を策定し、平時より災害等に備える体制を構築しなければなりません。

経営面においては、公営企業会計への移行を進めるとともに、さらなる水洗化率や収納率の向上及び経営の合理化を推進する必要があります。

【基本方向】

- ◇下水道普及率及び水洗化率の向上を図るとともに、施設の適切な維持管理や整備を行います。
- ◇下水道計画区域外においては、地域に応じた方式により適正な処理を推進します。
- ◇事務事業の合理化を進め、事業経営の健全に努めます。

【主要施策】

- ◇公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水地区の雨水排除を図るため、汚水、雨水施設の整備を促進します。
- ◇下水道処理区域内住民の理解と協力を得ながら、水洗化率の向上に努めます。
- ◇処理場からの放流水の水質管理や汚泥処理など環境保全対策の充実に努め、施設の維持管理体制の強化を図り、また、汚泥などの発生資源の有効利用に努めます。
- ◇公共下水道計画区域以外の地区における生活環境の改善を図るため、地域に応じた処理方式により整備を促進します。
- ◇災害時に備え、下水道BCPを随時更新します。
- ◇下水道事業経営合理化の推進を図り、健全経営に努めます。

第5節 情報ネットワークの整備

【動向と課題等】

I C T（情報通信技術）はいまや日常のあらゆる場面で使用されており、日々進化を続けています。また、国内のみならず世界各地との情報交換、情報拡散が瞬時になされ、インターネット環境さえあればどこでも情報共有ができるなど、今後も活用の幅が広がると考えられます。



このことから高度情報化社会に対応した教育、観光、福祉、医療、行政サービスなどにおいて国の自治体DX推進計画に基づく取組を推進する必要があります。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行、社会保障・税番号制度（マイナンバー）を活用した行政手続きのオンライン化、テレワークの推進など、ICTの利活用による住民サービスの利便性の向上、業務の効率化を図る必要があります。

一方で、住民情報の適正管理や円滑な自治体運営を保証するため、セキュリティ対策の強化を行い、コンピュータウイルスや不正アクセス等への対応や人材育成等を総合的に進める必要があります。

【基本方向】

- ◇ICTを活用した環境の整備、行政サービスの向上、行政事務の効率化に努めます。
- ◇教育、観光、福祉、医療などにおいてICTを『活用した事業展開を推進します。』

【主要施策】

- ◇通信環境や活用しやすい情報ツールの整備を推進します。
- ◇ICTを活用し、住民ニーズにあった情報の提供、公開に努め、開かれた行政運営を推進します。
- ◇個人番号制度の導入により行政の効率化を図り、町民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤を構築します。
- ◇町民の財産である個人情報を守り、円滑な自治体運営を保証するためコンピュータウイルスや不正アクセス等への対策を図ります。
- ◇ICTは高度化・多様化しており、これらに対応した知識・技能を有する人材の育成を推進します。
- ◇自治体DX推進計画に基づく環境整備を促進し、住民サービスの利便性の向上、業務の効率化を図ります。

第6節 廃棄物・し尿の適正処理

【動向と課題等】

環境汚染や感染症の発生を抑制することから、ごみやし尿については適正に処理しなければなりません。特にごみ処理については、省資源対策や環境問題とも相まって、ごみ減量化やリサイクルへの取り組みが必要となっています。このことから、循環型の廃棄物ゼロ社会の形成をめざし、西いぶり広域連合による広域処理体制の充実のもと、住民や事業者への啓発活動を推進し、分別収集の徹底や生ごみの堆肥化、循環型社会の構築に向けた3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）を促進す



る必要があります。加えて、ごみの適正処理と景観の保全のため、不法投棄の防止に努めなければなりません。

【基本方向】

◇一般廃棄物の適正な処理と減量化に努めます。

◇し尿処理は広域での処理を基本に、効率的な収集、運搬、処理体制の充実に努めます。

【主要施策】

◇環境衛生の充実（3 R運動の促進、環境美化運動の推進）を図ります。

◇不法投棄防止のための啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携により実施すべき施策の検討を図ります。

◇し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努め、公衆衛生及び生活環境の向上に努めます。

第7節 葬祭場・霊園の管理

【動向と課題等】

火葬場については、2020年度（令和2年度）に「洞爺湖町火葬場維持管理計画（2020年度～2029年度）」を策定し、今後の維持管理等について方針を定めたところです。今後は、この計画に沿った維持管理を行っていきます。

公共霊園についても、適正な管理に努めるとともに、少子化等の影響により先祖代々の墓の管理や供養が難しくなっている状況があることから、長期的視点のもとで「合同墓」の必要性について検討していきます。

【基本方向】

◇火葬場の適正管理とあわせ、火葬場の将来的な方向性について検討を進めます。

◇霊園の適正管理とあわせ、将来的な「合同墓」の必要性について検討を進めます。

【主要施策】

◇火葬場の適正な維持管理と、火葬場の改修及び運営方法等について検討を図ります。

◇霊園の適正管理と周辺環境の整備に努めます。

◇「合同墓」の必要性について検討を進めます。



第8節 交通安全・防犯・消費者問題への対策

【動向と課題等】

交通事故のないまちを目指し、事故当事者になりやすい子どもや高齢者を中心に年代に



応じた「交通安全教育」や、町民の交通モラル並びに安全意識を高めるための職場や地域における「交通安全運動」など、関係機関や団体、行政が密接な連携のもと、交通安全対策及び道路交通環境の整備を促進する必要があります。また、外国人観光客の増加に伴い、交通ルールや交通マナーの違いなどから交通事故が発生することがないように、対策を行うことも重要となっています。

防犯については、犯罪の被害に遭わず、犯罪のない安心して暮らせる社会の創造が町民の願いであり、生活の基盤となるものです。近年、全国的に犯罪は凶悪化、巧妙化するとともに、子どもを狙った犯罪や高齢者を対象とした特殊詐欺などが増加していることから、子どもや高齢者を守る取り組みの重要性が高まっています。また、「暴力追放・防犯の町宣言」をしたまちとして、これからも安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、学校、地域、職場や警察など関係機関と行政が一体となり、地域ぐるみで安全・安心な生活環境の整備を推進していく必要があります。

消費生活においては、クレジットカードやインターネット販売の普及、悪質な訪問販売の増加など、消費生活に関するトラブル発生要因がますます増大する中、関係機関・団体との連携のもと、消費者教育や啓発活動の推進、消費生活情報の提供、消費生活相談の充実を図り、自立する消費者の育成に努める必要があります。

【基本方向】

◇交通安全意識の高揚及び生活道路の体系的整備を図るとともに、交通安全施設の整備に努め、子どもから高齢者まで全ての町民、観光客が安全に過ごせる交通環境づくりを進めます。

◇町民の防犯意識の高揚・暴力団追放三不害運動や子どもや高齢者を犯罪から守る地域安全・安心活動を促進します。

◇消費生活の保護や消費者意識を高める活動を図ります。

【主要施策】

◇歩道の設置、交通標識の設置、街路灯の整備など、交通安全環境の整備に努めます。

◇交通安全教育の充実及び交通安全運動の推進により、交通安全思想、知識の普及啓発に努めます。

◇防犯協会など関係団体や警察、教育委員会など関係機関と連携・協力し、地域ぐるみで安心・安全活動及び防犯教育を推進します。

◇防犯等の整備推進に向けた支援を行ないます。

◇こども110番の家など、地域ぐるみの防犯体制を推進します。

◇消費者生活相談と啓発促進に努めます。

◇町民への消費生活情報の提供や、消費者の安全確保のために地域の関係団体などによる地域協議会を組織し、消費者保護に努めます。

第9節 総合的な土地利用と市街地の整備



【動向と課題等】

土地価格の下落などの変動、開発・保全問題の高まりなどを受け、住民の土地に対する関心が高まるとともに、土地利用方針の明確化、適格な土地利用の誘導など土地政策の強化が必要となっています。また、高齢化や離農などに伴う遊休農地の拡大、森林等の不在地主の増加などとともに、遊休地や低利用用地の活用が問われているほか、虻田本町地区、洞爺湖温泉地区、洞爺地区の3地区いずれも、少子高齢化や人口減少、産業の停滞などいくつかの要因が重なり、空き家や空き店舗が目立つ状況となっています。加えて、洞爺高等学校の跡地利用による洞爺保育所及び公園の整備や洞爺湖温泉中学校の閉校に伴い、街並みの変化が想定されます。

今後、環境・景観保全を基調としながら、土地利用と都市機能の充実を総合的に計画し、既成市街地の再整備、公共施設等の適正配置を進める必要があり、安全・安心を確保するとともに、コンパクトで賑わいのある市街地形成が課題となっています。

また、潤いある生活環境が志向されており、住民のいこいの場、レクリエーションの場として、緑の基本計画のもと、身近な公園、広場等の適正配置を図る必要があります。あわせて、2013年度（平成25年度）に策定した洞爺湖町公園長寿命化計画に基づき、公園利用者の安全確保、維持管理費等の縮減のため、公園施設の適切な修繕や改築などの計画的な対策を図る必要があります。

【基本方向】

◇人々が集い交流する安全・安心・快適な市街地環境を創造するため、都市計画マスタープランを基本として、街並み整備や駅周辺整備をはじめとする既成市街地の再生整備や、環境・景観保全を基調とした土地利用及び都市機能の充実を図ります。

◇人口減少や少子高齢化が進行することから、適切な規制と誘導により、市街地の拡大を抑制します。

◇既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した、安全性、利便性、快適性の高い市街地整備を促進します。

◇公園や緑地は住民の憩いの場、健康づくりの場であるとともに、都市景観の形成や防災避難の場としても重要な役割を果たしており、潤いと安らぎのある公園整備を推進するとともに、適切な配置を図ります。

◇既設公園については、公園の機能充実、質の向上に努めます。

【主要施策】

◇既存ストックの有効活用や施設の集約など、既成市街地の再生整備を進めます。

- ◇都市地域、農業地域など土地の総合的な利用を図るため、土地利用計画の見直しを進めます。
- ◇住宅地域の計画的形成と良好な環境を維持します。
- ◇宅地、商業用地、観光面を含めた公共施設等の適正配置を進めます。
- ◇都市計画プランの見直しを行ないます。
- ◇洞爺市街地の山側歩道整備について、継続して要望いたします。
- ◇洞爺水の駅周辺に住民生活の拠点となる各種サービスを重点的に集約していくことで、利便性の確保や賑わいを創出する場の整備に努めます。

第10節 環境・景観の保全と創造

【動向と課題等】



洞爺湖有珠山ジオパークなど、世界に誇りうる優れた自然環境を次世代に引き継ぐことができるよう、自然環境・景観及び生活環境の保全を推進するとともに、北海道洞爺湖サミット開催地として、近年における地球規模での環境問題などへも対応した脱炭素社会の実現(カーボンニュートラル)を目指すまちづくりを推進していく必要があります。

その施策の実施にあたっては、住民・事業者の協力が不可欠であり、その理解と協力を求めるため、まずは地方公共団体の事務事業を対象とした実行計画に基づく取り組みを実施し、合わせて環境対策の普及啓発の推進が重要となっています。

また、人口の減少や既存の住宅等の老朽化により、空き家等が増加傾向にあり、適切な管理が行われていない空き家等による景観や安全、衛生面等への影響が出始めています。特に観光地を抱える当町においては、街並み景観を損ない、観光客に与えるイメージが悪くなりかねません。

地域住民の生活環境の安全確保を図るとともに、空き家等を増やさないための方策を推進することが必要となっています。また、空き家等を活用することは、移住・定住の足がかりともなり、魅力的なまちづくりにつながることから、地域資源として空き家等の活用を推進していく必要があります。

【基本方向】

- ◇環境基本計画に基づき、環境保全の取り組みを推進します。
- ◇自然エネルギーへの転換を推進します。
- ◇空き家等に対する当町の基本方針を決定し、取り組みを推進します。
- ◇利用可能な空き家や空き店舗は、空き家バンクなども活用しながら地域の活性化を推進します。
- ◇脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）を目指すまちづくりを推進します。

【主要施策】

- ◇洞爺湖周辺森林の保全を図るとともに、小河川の水質保全に努めます。
- ◇自然環境・生活環境の保全と維持に努めます。
- ◇官民一体となった公害監視体制の確立を進めます。
- ◇空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を策定します。
- ◇空き家バンクの活用を推進します。
- ◇地球温暖化対策実行計画に基づき実施していきます。

第 11 節 定住の基盤となる雇用環境・雇用対策の充実



【動向と課題等】

現下の雇用情勢は、全国的に改善傾向の中で北海道及び当圏域における雇用情勢も改善の動きが継続していますが、高齢化や都市部への人口流出などにより労働力が減少し、当町においても福祉・介護や医療・看護、建設業のほか、宿泊・飲食といったサービス業など幅広い分野において、雇用のミスマッチや職場定着が進まないことなどにより、人手不足の状態が続いています。

このような雇用情勢等への機動的な対応とともに、産業構造の変化や本格的な人口減少社会に対する適切な対応が必要となっており、施策の効果的な展開を図る上で、関係機関と連携し、状況等の的確な把握・分析と施策の点検・改善を行うことが必要です。

障がい者に対しては、福祉・教育施策と雇用施策が連携し、地域生活支援拠点の整備のもと居住支援を図るとともに、支援就業支援の実施や、障がい者雇用に関する社会的な理解の促進を図るほか、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。また、女性労働者については、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

あわせて、非正規雇用問題の解消や季節労働者の対策など、国・道・地域協議会などが連携し、雇用の安定と通年雇用化を図ることが必要となっています。

【基本方向】

- ◇労働環境・雇用状況を的確に把握し、国・同・地域協議会が一丸となって現状の課題解決に向けた取り組みを推進します。
- ◇各産業の労働力需要などを把握し、移住政策とも連携しながら、労働力の確保に努めます。
- ◇障がい者や女性労働者などの雇用について、現状把握と対策に努めます。

【主要施策】

- ◇非正規雇用の解消など地域雇用対策の推進や、通年雇用対策として資格取得のための事業の充実のほか、季節労働者向け就労情報の充実などを図ります。
- ◇勤労者対策として、労働条件の向上、勤労者福祉対策の充実を図ります。
- ◇町内への就業促進を図るため、移住政策とも連携し、町内企業の求人情報の提供体制の充実を図ります。
- ◇障がい者や高齢者、女性労働者における雇用や雇用問題など、国・道とも連携し、施策について積極的な情報提供に努めます。

第12節 この地で暮らすための住宅環境の整備

【動向と課題等】



当町では、2006年（平成18年）の合併以降も人口減少は進んでおり、定住対策は喫緊の課題となっています。対策として定住促進住宅等の整備を行いましたが、公営住宅に空きが出てきていることから、既存公営住宅の有効活用を含め、多様なニーズに対応可能な住環境の整備の必要性が高まっています。また、民間アパートの空き状況等も考慮し、町営住宅の入居待ちも多くない現状を踏まえ、更なる入居要件の緩和や、定住促進住宅などの必要性を財源も加味した住宅供給の在り方が求められます。

今後は、当町が目指すべき住まいの将来像として、洞爺湖町営住宅等長寿命化計画に基づき「豊かな自然環境が定住と交流を生む誰もが安心して住み続けるまち」を基本理念として、人口減少・少子高齢化への対応を踏まえた住まいや居住環境の整備が求められています。

町営住宅については、住宅セーフティネットとしての役割やまちづくりの観点などを考慮し、今後は町営住宅等長寿命化計画に基づき建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等の町営住宅等ストックの適切なマネジメントを推進する必要があります。

【基本方向】

- ◇住宅ニーズを掘り起こし、移住希望をかなえる整備等を推進します。
- ◇町営住宅については、住宅需要に応じた適正な管理戸数を維持し、建物の劣化状況を定期的に確認し、計画的に長寿命化を図るための改善や整備を行ないます。

【主要施策】

- ◇民間住宅の活用を含めた定住促進住宅の整備を進めます。
- ◇住環境向上のため、住宅リフォームの支援を図ります。
- ◇町営住宅の適切な維持管理を図ります。

第13節 移住を促す支援体制の整備



【動向と課題等】

当町では、少子高齢化の進展の中で、人口・世帯数の減少が依然として進んでおり、高齢者のみの世帯が徐々に増加し、持ち家を手放すケースが見受けられます。また、現在、単身者や子育て世代の町営住宅の入居希望は多くありますが、町内への定住を促進する上で、民間アパートの空き状況等も考慮し、所得制限のない住宅や子育て・若者世代の定住を促進するため、財源も加味した住宅供給の在り方が求められます。

一方、近年は、田舎暮らしを希望する都市部の人々から町内の「空き家」の問い合わせが増えています。これに対して空き家バンクによる情報仲介を行い、当町では当事者同士の賃貸、売買の成立をサポートしています。また、「ちょっと暮らし」事業では、短期間の移住体験として主に高齢者からの申込が増えています。高齢者世帯の増加とともに「空き家」の増加が見込まれることから、「空き家」を有効活用し、U I J ターン者を受け入れるための住居として提供し、定住促進を図っていく取組みが引き続き求められています。

さらに、起業支援を目的として、店舗改修及び備品購入と家賃に対し補助金を交付しており、空き店舗の解消と移住対策に大きな効果を上げています。

今後は、当町で暮らすための情報提供の強化や、移住希望者が実際に移住してきた人から話を聞くことができるようにするほか、支援内容の充実などを推進する必要があります。

【基本方向】

◇老朽化した空き家対策とともに、利用可能な空き家の定住活用対策、空き家に入居したU I J ターン者が地域に溶け込むための対策や起業家が継続して経営できるような対策など、定住促進に向けて地域住民と連携した取り組みを推進します。

◇移住・定住に関する情報を一元化し、ワンストップによる相談・支援を推進します。

【主要施策】

◇移住・定住希望者に対するワンストップ窓口による相談・支援を行ないます。

◇定住促進住宅の整備を進めます。

◇ちょっと暮らし事業による移住体験を進めます。

◇起業支援のためのチャレンジショップ支援事業を進めます。

◇空き家バンクの活用を図ります。

◇移住者との情報交換の場を設けるなど、地域住民と連携した受け入れ態勢の整備等を進めます。

◇外国人の移住・定住を見据えた対策や、外国版のパンフレットなどの作成を推進します。

第2章

誇れる地域特性を活かしたまちづくり

火山の恵みである温泉や洞爺湖、縄文遺跡や彫刻群など、この地ならではの地域資源を魅力として認識し、楽しみとすることで、まちの活力を産み出します。

第 1 節 温泉資源の保全と活用

第 2 節 観光の振興

第 3 節 洞爺湖有珠山ジオパークの活用

第 4 節 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用

第 5 節 自然公園・水辺の整備

第 6 節 大学との連携

第1節 温泉資源の保全と活用



【動向と課題等】

熱水の利用が期待されています。また、地球温暖化対策推進本部で決定された「日本の約束草案（2015年（平成27年）7月17日決定）」に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現が求められています。

当町においては、活火山有珠山により湧出した温泉観光を主産業としており、現在、洞爺湖温泉地区及び洞爺地区に温泉源を有しています。

しかし、洞爺湖温泉については、温泉を一括集中配湯管理しておりますが、北海道湯湯許可量3,550リットル／分に対し、約1,500リットル／分（四十三山泉源11本）程度であり、温度低下や化石燃料の高騰により、加温経費がホテル・旅館経営を圧迫する状況にあります。2008年度（平成20年度）には北海道洞爺湖サミットを契機に、ヒートポンプ導入による加温方式を採用する取り組みもなされておりますが、電気料金や化石燃料価格の変動などの国内外の経済状況に左右されるなど、抜本的な効果を得るまでには至っておらず、低温化対策が最大の課題となっています。

これらの課題解決に向け、2013年度（平成25年度）より再生エネルギー（地熱発電）導入を目的に掘削等調査活動が進められた結果、金比羅火口周辺で高地熱水（100℃を越す温泉源KH-1）400リットル／分が確認され、現在、年間を通じた温度や量、泉質等のモニタリング調査が行われており、2次利用として温泉街で定期的に供給利用されています。

洞爺湖温泉で100℃を超える地熱水が確認されたのは初めてであり、この限りある資源を有効かつ多目的に利用するため、洞爺湖温泉利用協同組合や観光業者など関係機関と協力し、恵まれた地域資源と自然体系や景観保存を図りながら、さらに地域での発電事業に取り組み、循環型再生可能エネルギーを活用した国際的観光地づくりを進める必要があります。

今後もアフターコロナの観光回復期における温泉需用増加を見通し、新たな地熱資源、温泉資源等の開発や有効利用の可能性についても検討を続けるとともに、洞爺地区においても、4本の温泉源がある中、十分な利用がされている温泉源は1本であり、今後、供給能力に余力のある3本の温泉源の安定した供給を図るとともに、新たな供給が必要となる場合は、適正な使用流量として管理していく必要があります。

当町の恵まれた温泉は、町民にとっても有効で貴重な財産であり、「温度効果」「水圧効果」「浮力効果」「薬理効果」「精神効果」による温泉の効能は、健康維持や健康増進など、健康づくりの観点から町民の積極的な温泉活用を図ります。

【基本方向】

- ◇洞爺湖温泉における「集中管理配湯方式」を維持し、新たな温泉源KH-1を活用した循環型温泉街（再生可能地域エネルギーを利用した地域）づくりを進めます。
- ◇洞爺湖温泉地区全体の温泉源の「量・質」を的確に把握し、持続的な安定供給に努めます。
- ◇泉地区における温泉資源等の調査研究を図ります。
- ◇洞爺地区温泉資源の安定した供給を図り、有効活用、利用促進に努めます。

【主要施策】

- ◇KH-1 高地熱水を活用した再生エネルギー（発電）事業を実施します。
- ◇KH-1 高地熱水の二次利用を促進します。
- ◇宝の山プロジェクトなど、温泉・観光関係者と連携した事業展開を推進します。
- ◇泉地区における温泉開発及び地熱エネルギー開発とともに、地熱発電や二次利用の実施を検討します。
- ◇洞爺地区温泉資源の集中管理を図り、管理体制の充実に努めます。
- ◇洞爺地区温泉源の新たな活用に向けた検討と、利用促進による観光振興の推進に努めます。
- ◇温泉の効能による町民の健康づくりに向けた温泉活用を推進します。

第2節 観光の振興

【動向と課題等】



当町は、美しい自然景観を活かした温泉観光やアウトドア・アクティビティにより、多くの観光客が訪れます。洞爺湖温泉地区においては、多くの温泉宿泊施設を有し、洞爺湖の自然景観や、有珠山噴火遺構の散策などに加え、特色あるイベントが開催され、国内においても有数の観光地として知られています。また、洞爺地区において洞爺湖の渚や湖水に触れ、静かな自然の中で過ごすことができることから、特に夏場においてはキャンプやレイクスポーツなどが人気となっています。

しかし、当町の基幹産業である観光サービス業は、有珠山噴火や国内外の景気経済状況、為替（円安・円高）や外交問題など、様々な要因に敏感に影響を受ける産業です。

かつては延宿泊客数が100万人を超えたこともあった洞爺湖温泉の観光客は、2000年（平成12年）有珠山噴火の際には、観光入込客数126万8千人、延宿泊客数30万7千人、うち外国人についても年間1万7千人程度となりました。あわせて宿泊施設であるホテル・旅館が15か所から10か所へ減少し、企業の寮・にいたっては15か所が

すべて廃業するなど、解雇や職場閉鎖により洞爺湖温泉地区の人口、従業員保養所も大きく減少しています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響にあつては2000年（平成12年）有珠山噴火をはるかに上回る被害が出ており、令和2年度の観光入込客数は115万4千人、延宿泊客数25万1千人で外国人にあつては4百人であり統計開始以来最低の入込数となりました。

2000年（平成12年）有珠山噴火以降、当町では、関係機関と連携して噴火復興をめざし、国内旅客誘致キャラバンやインバウンド対策、イベント開催が積極的に行われ、個人型旅行形態への移行や景気回復もあいまって、噴火から5年目の2004年度（平成16年度）には宿泊客数が70万人まで回復し、宿泊者に占める割合も道外40%、道内40%、外国人20%となりました。閑散期である冬期間のインバウンド誘致により1年を通じバランスの良い集客がなされており、町村合併以降もリーマンショックや東日本大震災、国際的な外交問題などによる減少もありましたが、2018年度末（平成30年度末）現在の入込客数は250万人台をまで回復していることから、コロナ収束後の誘客対策として国内外へのプロモーションを計画し、早期の観光経済回復を目指します。

近年は観光入込客数の回復はあるものの、宿泊者数に占める外国人の割合が高くなっています。外国人の旅行形態が大型団体から少数団体、個人旅行へと変化しており、特に中国からの観光客や若者層においては、LCC（格安航空会社）やJRフリーパス、レンタカーの利用が増加傾向にあり、中国圏における旧正月期間には1日400人前後の外国人がJR洞爺駅に乗降しています。宿泊施設にあつては、多くの訪日外国人により支えられ客室稼働率が高く、客室単価も上昇傾向が見られます。

一方で、有珠山噴火の脅威などもあり洞爺湖温泉の従業員が不足しているほか、児童生徒数の減少と客室単価の上昇や客室数の減少により児童生徒宿泊数は減少を続けており、道内・国内観光客の誘致とともに課題となっています。あわせて、2016年（平成28年）観光地「もう一度行ってみたい温泉地ランキング」で全国19位（1位神奈川県箱根町）、全道2位（1位登別市）に位置するなど、洞爺湖温泉の魅力は雄大な自然・景観が多数を占める一方、温泉地の特色である泉質や食事等は低評価となっています。また、洞爺湖におけるキャンプや水上バイク利用者などのマナーや安全確保も課題となっています。

これらを踏まえ、今後の当町の観光産業発展には、自然景観を保全しつつ、訪れた人が満足するサービス提供を高めることが必要であり、「おもてなしの心」を大切にした接客が求められています。また、自然景観の保全や雰囲気配慮しながら、住民と観光客がともに心地良い時間を過ごすことができるよう努める必要があります。あわせて、2016年（平成28年）3月の北海道新幹線の開業に伴い、道外の観光客にとっては北海道がより身近に感じられる時代が訪れていることから、当町の新たな取り組みとPRが国内観光客誘致を図る鍵となっています。

函館を起点とした北海道新幹線の札幌延伸が進められるなか、2020年（令和2年）

には国立アイヌ民族博物館民族共生象徴空間（ウポポイ）が白老町に開設しました。

また、2021年（令和3年）7月には入江貝塚、高砂貝塚を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録に決定され、ユネスコ世界ジオパークに認定されています洞爺湖有珠山ジオパークとともに、自然と歴史、文化、芸術を重要な観光資源と捉え受入体制の強化を図ることが急務であります。

北海道内の空港の民営化など、当町のみならず圏域の観光を取り巻く環境はめまぐるしく変化することが想定されることから、ジオパークを構成する4市町や登別洞爺広域観光圏協議会などと連携を強化した取り組みも必要となっています。

【基本方向】

- ◇すぐれた自然景観を保全維持し、街並みの美化活動を積極的に推進するとともに、すぐれた食材を活用した滞在型観光地の形成をめざします。
- ◇国内修学旅行誘致を積極的に推進します。
- ◇観光従業員の確保及び多言語案内などの質の向上に向けた人材育成を推進します。
- ◇登別洞爺広域観光圏協議会、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会、羊蹄山周辺町村との連携による広域観光誘致を推進します。
- ◇近隣市町との連携、協力したスポーツ観光（合宿・大会）誘致を推進します。
- ◇コロナ収束後の誘客に向けた取り組みを推進します。
- ◇縄文遺跡群、ジオパークとともに自然、歴史、文化芸術を活用して受入体制の強化を図ります。

【主要施策】

- ◇観光団体等と連携し、自然景観や安全などに配慮した特色ある観光地づくりを推進します。
- ◇外国人などの観光客の行動・興味や、多様化するニーズを把握、分析するとともに、地域住民に愛される観光地づくりを推進します。
- ◇当町の玄関口であるJR洞爺駅や湖畔遊歩道等の美化活動の充実を図ります。
- ◇宿泊施設や飲食店等で地元食材の提供やPRなど積極的な活用を図ります。
- ◇サイクルツーリズム等による広域観光ルートの形成及び洞爺湖周辺でのアウトドア・アクティビティによる新たな魅力ある観光地を提供します。
- ◇西山・金比羅火口散策路、洞爺湖ビジターセンター、財田自然体験ハウス、入江・高砂貝塚を活用した修学旅行等の誘致活動を図ります。
- ◇北海道新幹線開業に伴う東北・関東地方等における国内観光客誘致に向けた活動を積極的に推進します。
- ◇観光業に携わる外国人従業員の雇用安定を図るため、事業所等が連携して外国人従業員の合同研修や従業員間の交流促進を図ります。
- ◇JR洞爺駅やバスターミナルにおける多言語案内の強化を図り、関係機関と連携した外

国人観光客に対する交通や輸送等のサービス提供を推進します。

◇冬期間のバス路線閉鎖に伴う２次交通の確保に向けて、実証実験の取り組みを推進します。

◇多目的人工芝スポーツ施設を活用した合宿誘致や大会開催等によるスポーツ観光を推進します。

◇コロナ収束後の誘客対策として、各種取り組みを実施し、早期の観光経済回復を目指します。

◇縄文遺跡群、ジオパークとともに自然、歴史、文化芸術を活用して誘致活動を推進します。

第３節 洞爺湖有珠山ジオパークの活用

【動向と課題等】



ジオパークとは、ジオ（地球）の活動を示す火山や地形、地層などの地質現象とその上で育まれた生態系、歴史文化を活用し、教育活動や旅行を通して地域の社会・経済の持続的発展を目指す地域です。

２００８年（平成２０年）、１市３町（洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、伊達市）で構成する洞爺湖有珠山地域が日本ジオパークに認定されました。翌２００９年（平成２１年）５月、他６地域とともに、新設された日本ジオパークネットワーク（ＪＧＮ）の加盟団体となり、同年８月には、火山活動によって変動を続けてきた地質的特徴と、ここで暮らしてきた人々の営みが世界的に評価され、国内初のＧＧＮ（世界ジオパークネットワーク）の加盟認定地域となっています。その後、ＧＧＮの活動が認められ、ジオパークは２０１５年（平成２７年）１１月、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の正式事業となりました。

洞爺湖有珠山ジオパークは、１市３町で構成する洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会が母体となり事業を推進しています。その中でも、火山と共生していくための地域防災リーダーを育成する洞爺湖有珠火山マイスター制度は国内外から高く評価されています。

一方で、外部から高く評価される資源や仕組みを有していても、その意味と価値を住民と共有できなければ、持続的なジオパークの活動は成り立ちません。当町のジオパーク活動の根底には、ふるさとの大地と湖海の恵みを享受・活用するとともに、災害の経験を蓄積・伝承し、次の噴火に備えることで「火山との共生」を目指す、この地域ならではの自然との付き合い方があります。その上で、ジオパークで生活する人たちが、ふるさとの資源を見つめ直し、優れた価値に気づき、官民一体となって、まちづくりにつながる活動ができるかが大きな課題となっています。

【基本方向】

◇ジオパークを活用した教育の充実とジオパーク資源の素晴らしさを地域住民が再認識できる「地域再発見」を促します。

◇ジオパーク資源に磨きをかけ、ジオパークネットワークのつながりを活かしながら、ジオパーク旅行による交流人口の増加を図ります。

【主要施策】

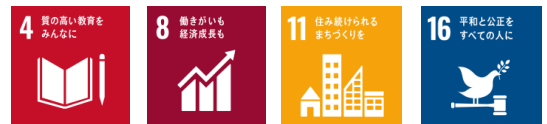
◇ジオパークを活用した教育を促進します。

◇洞爺湖有珠山ジオパークの普及啓発を推進します。

◇ジオパーク資源の保全と活用を図ります。

◇ジオパークを活用した地域産品の付加価値化を推進します。

第4節 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用



【動向と課題等】

心の豊かさや生きがい、あるいは生活の潤いなどが重視され、芸術文化への関心が高まってきており、当町においても、地域に根ざした文化の継承、各種芸術・文化団体やサークルの育成や発表機会の充実などが求められています。このことから芸術・文化活動の活性化を今後も促進していくとともに、芸術の発信拠点となる洞爺湖芸術館や湖畔の彫刻群など地域ならではの特性を生かした地域振興の充実を図り、作品鑑賞の機会や、幅広い年齢層へ対応した芸術鑑賞の提供等を含めた取り組みが必要です。

縄文遺跡の整備・活用においては、高砂貝塚及び貝塚館の整備が完了したことから、活用の拠点として体験学習やガイド育成に努める必要があります。あわせて、入江貝塚とともに「北海道・北東北の縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産登録後は、保全と活用の両面から町内関係団体や他市町等と連携強化が必要です。

また、当町には道指定の有形文化財入江馬頭観世音碑や入江貝塚出土の骨角器、町指定の曙・香川・月浦地区に伝わる獅子舞など指定文化財が多く、こうした貴重な文化財を保護するために、地域の歴史や文化の正しい理解と関係資料の保存や伝承などに努め、虻田・洞爺両地区の郷土資料の収蔵展示においてもまちの発展に使われた資料に親しむ機会の提供が求められます。

【基本方向】

◇芸術文化団体の連携強化と活動支援を図ります。

◇芸術施設の利活用を推進します。

◇芸術文化の鑑賞機会及び発表の場の充実を図ります。

◇町所有の彫刻作品等を有効活用するとともに、国際彫刻ビエンナーレの再開等により、住民の積極的な参加を促す環境づくりを図ります。

- ◇文化財の保存と活用に努め、洞爺湖有珠山ジオパークや北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する関係機関及び関連市町との連携の下、特色ある地域づくりの推進を図ります。
- ◇収蔵・展示施設の管理と活用に努めます。
- ◇郷土史の理解を深めるための啓発活動の充実を図ります。

【主要施策】

- ◇文化団体・サークルの育成や活動の支援を図ります。
- ◇洞爺湖芸術館や湖畔彫刻群などの活用を図ります。
- ◇優れた芸術鑑賞や創作発表の機会を図ります。
- ◇国際彫刻ビエンナーレの再開に努めるなど、住民参加による文化の創出を図ります。
- ◇洞爺湖有珠山ジオパークや北海道・北東北縄文遺跡群を構成する関係団体等と連携した取り組みを推進します。
- ◇文化財及び入江・高砂貝塚などの埋蔵文化財の保存と管理に努めます。
- ◇文化財保護に対する意識づくりと文化財の教育的活用の推進を図ります。

第5節 自然公園・水辺の整備



【動向と課題等】

洞爺湖や有珠山といった美しい自然景観は、まちの魅力として、町民のみならず、観光客などにも親しまれています。近年では、SNSなどの普及により海外へも写真や映像が瞬時に拡散され、その影響力は大きく、多くの観光客が訪れています。

また、湖の一円はユネスコ世界ジオパークに認定された洞爺湖有珠山ジオパークとしても知られ、国外からの来訪者も集める貴重な地質遺産であるとともに、重要な観光資源となっています。

そのような中、町内外の人たちが、自然に触れゆつくりと時間を過ごすことができる公園のほか、河川周辺や海岸、湖岸、森林、歴史資源等を活用した特色ある新緑・親水空間の整備が課題となっています。

さらに、公園・緑地・水辺等のネットワーク化やまちぐるみの花いっぱい運動、緑化運動の展開を図り、花と緑あふれる環境づくりの充実を図る取り組みを進める必要があります。

【基本方向】

- ◇景観の保全を図りながら、自然に親しみ、大地の変動を感じることができる公園緑地の整備を推進します。
- ◇水辺の整備については、災害防止のため未改修河川の整備を進めるとともに、自然環境を生かした親水環境の創出に努めます。

【主要施策】

◇町民・観光客に利用効果のある公園緑地整備を図ります。

◇水辺については環境保全を図るとともに、災害防止の観点から整備を図ります。

第6節 大学との連携



【動向と課題等】

当町と酪農学園大学は、2009年（平成21年）9月に地域総合交流協定を締結し、相互の連携により洞爺湖中島の自然環境や湖水内の保全対策などの生物多様性や自然環境保全の調査・研究などに取り組んでいます。

また、洞爺湖フィールドにおける自然生態系領域に関する拠点施設として、旧成香小学校を「成香教育研究センター」として活用し、調査研究・発表に加え、環境教育普及活動や地域と学生との交流など、幅広い活動を展開しています。

専門的な知識・研究とともに、この地ならではの洞爺カルデラや中島におけるエゾシカなどによる生態系改変のほか、外来生物、水環境といった生きた教材があることから、それらを活用した学習機会の創造や教育旅行などの誘致が期待されます。また、学生や大学関係者のイベントや事業などへの参画を通じ、地域の人材としての活躍も期待されています。

【基本方向】

◇大学との連携を推進し、活用を図ります。

◇洞爺湖中島のエゾシカとの共存を目指し自然環境の保全に努めます。

◇町民に対し、洞爺湖の豊かな自然を保全していくため、自然環境教育の推進に努めます。

【主要施策】

◇洞爺湖中島の生態系に著しい影響を与えるエゾシカを、植生回復可能な個体数まで減少させ維持するよう調査研究に努めます。

◇洞爺湖ならではの自然環境を大学と共に保全し続け、その豊かな自然環境を教材として活用した学習機会の推進を図ります。

◇大学と連携し、地元食材の活用や観光分野などの6次産業化に向けた取り組みを推進します。

◇イベントや事業等への学生や大学教職員の参画を推進します。

第3章

競争力のある地域に根ざした 元気産業のまちづくり

他産業との連携による経営基盤やブランド力の強化に向けた取り組みのほか、医療福祉分野の人材育成や支援体制の構築などにより、産業を元気にします。

第 1 節 農・林業の振興

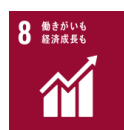
第 2 節 水産業の振興

第 3 節 商工業の進行と新産業の開発

第 4 節 医療福祉産業の振興

第1節 農・林業の振興

【動向と課題等】



超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来と国際化や情報化が進む中、我が国の農業をめぐる状況は大きく変化しており、新たな「食料・農業・農村基本計画」が示されました。これにより、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力のある農村」の創出を目指しています。

一方、2016年（平成28年）2月にTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）が合意に至り、地域の農業などへの長期にわたる様々な影響が懸念されるなど、農業を取り巻く環境は一段と厳しいものがあるとともに、「作れば売れる」から「売れるものを作る」時代が変わってきました。

このことから、安全・安心で生産者の顔が見えるもの、そして、健康、本物志向といった消費者ニーズを的確にとらえた農業経営を取り入れ、生産性の向上や一層のブランド化の促進、6次産業化による新商品開発など、流通・加工体制の充実促進に努めていく必要があるとともに、農畜産物の直売や観光・体験農業など商工業や観光との連携を図り、農業者自らの取り組みを助長することが重要な課題となっています。

あわせて、農業の原点を土づくりとし、土壌診断に基づき、化学肥料や農薬の施用の削減、有機資材などの活用を図り、安全・安心でおいしい農産物を安定的に供給するクリーン農業を推進するとともに、環境と調和した循環型農業を図らなければなりません。

また、今後の農業振興における課題としては、担い手の育成確保があげられることから、後継者や就農希望者の育成と若い世代の農業者支援を図りながら、成長産業として持続的に発展していくことができるよう、体質強化などの取り組みを一層進める必要があります。

加えて、エゾシカなどの野生鳥獣による農作物等への被害防止対策が課題となっており、猟友会の協力を得ながら計画的な捕獲や追い払いにより一定の成果を得ていますが、近年は、アライグマによる被害が増加するなど、地域全体で生息数の増加防止に向けた取り組みの強化をする必要があります。

畜産においては、自給粗飼料の増産により安定した経営を図るとともに、生産者・関係団体と家畜飼養衛生基準を遵守した防疫強化を行いながら、高品質の畜産物の生産と事故防止を合わせて推進する必要があります。また、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、飼養管理技術の向上・高度化等によるコスト低減を図らなければなりません。

林業については、民有林 6,417ha、町有林 753ha、国有林 1,080ha、合計 8,250ha であり、総面積の 45% を占めています。不在地主が多く、整備率が低いことが課題となっており、森林のもつ水源かん養、保健休養、国土保全、自然環境などの多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林整備を促進し、森林の保護と活用に努める必要があります。

また、林業の人材不足が課題となっていることから、人材確保に向けた普及啓発等の活動にも取り組む必要があります。加えて近年の豪雨災害の増加によって山地災害等防止機能が重視される森林については、適切な管理を進めるとともに、治山施設の設置を図り、防災機能の高い森林の造成に努める必要があります。

【基本方向】

- ◇J Aとうや湖や農業改良普及センターなどと連携し、農業施策を推進します。
- ◇北海道有数の農業地帯である当町の農業については、生産性と収益性の高い農業の推進と一層のブランド化と6次産業化を促進するとともに農業基盤の整備を進めます。
- ◇他産業との連携、融合により活力あふれる魅力のある農業の実現を図ります。
- ◇農業における担い手の育成と確保を図ります。
- ◇有害鳥獣による農作物被害の防止に努めます。
- ◇自給飼料の供給割合を高めて、畜産経営の安定に努めます。
- ◇林業を取り巻く環境が厳しさを増し、森林機能の低下が懸念される中、森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、森林組合を中心とした合理的な林業生産体制の整備のもと、海を育てる森づくりの視点に立ち、森林の保全及び育成、レクリエーションの場としての活用を図ります。

【主要施策】

- ◇生産性と収益性の高い農業の推進とブランド化・高付加価値化を促進します。
 - (1) 生産性の向上のための基盤整備に努めます。
 - (2) 畑地かんがい施設を活用した、高収益作物である野菜などの新規作物導入や施設の整備を図り、経営の安定に努めます。
 - (3) J A洞爺湖と連携し、クリーン農業・グローバルギャップ認証取得の啓発と、推進体制の整備を進め、確立に努めます。
 - (4) 土壌診断に基づく適正施肥を推進し、良質な農産物の生産と生産コストの低減に努めます。
 - (5) 自然エネルギーを活用した高付加価値の農業を推進します。
- ◇農業経営基盤安定に向けた取り組みを推進します。
 - (1) 農業経営基盤強化促進基本構想に照らして、関係機関との連携を強化し、認定農業者制度の推進に努め、個人農家・法人経営の農業経営指導体制の充実を促します。
 - (2) 国営かんがい排水事業等により、土地基盤整備を推進します。

- (3) 生産・出荷コスト削減に向けた、集出荷施設等の整備に必要な支援を行ないます。
- (4) ロボット技術や情報・通信に関する技術を活用して省力・高品質生産を実現する、新たな農業（スマート農業）の推進に努めます。

◇農業と他産業の連携による魅力づくりを推進します。

- (1) 地産地消の視点に立った、農畜産物の直売や地域農産物加工の振興に努めます。
- (2) 地場農産物を活用した「洞爺湖町」の味覚の開発に努め、6次産業化を推進します。
- (3) 農業と他産業との連携・融合による新たなアグリビジネスの形成支援に努めます。
- (4) 農業研修センターを核とし、体験農園など都市住民・消費者との交流を深め、当町農業の理解が得られる情報発信に努めます。
- (5) 多面的機能支払交付金を活用し、地域において農地、水路、農道等の保全を行う活動組織を支援します。

◇農業における担い手の育成と確保を図ります。

- (1) 農業研修センターにおける研修活動を実施するとともに、女性が農業経営活動に参画する機会の確保に努めます。
- (2) 婚活交流事業を支援します。
- (3) 農業青年の育成やグループ活動の支援に努めます。

◇野生鳥獣による農作物等への被害防止対策を講じます。

◇畜産経営の安定に努めます。

- (1) 畜産糞尿の適正処理や有効活用を図り、自然環境の保全に努めます。
- (2) 地域一貫性の体制整備を促進し、ブランド化に努めます。
- (3) 町内牧場の適正な維持・管理に努めます。
- (4) 地域ぐるみで収益性の向上を図る畜産クラスターを推進に努めます。

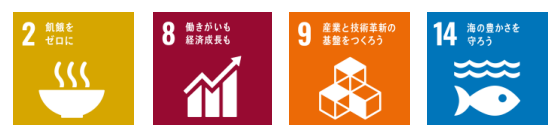
◇適切な森林の保全と活用を図ります。

- (1) 造林関係事業を導入し、適切な森林整備を推進します。
- (2) 山地災害発生の危険性の高い地域では、保安林の指定や治山施設の整備を推進します。
- (3) 森林の多目的利用の推進に努めます。
- (4) 未来につなぐ森づくり推進事業に努めます。

第2節 水産業の振興

【動向と課題等】

当町の水産業は、全水揚げ金額の93.5%を占めるホタテ貝養殖業が基幹漁業であり、



他にサケ・その他の魚類・ウニ・ナマコ・タコ・カニなどが全体の6.5%程度となっています。

有珠山噴火以降、避難漁港として整備が進められてきた虻田漁港大磯分区も、2018年（平成30年）4月より一部供用開始となり、ホタテ貝養殖に必要な漁港機能も整備されました。今後のホタテ養殖業の基地として利用されることとなり、安全で災害に強い漁港としての機能に加えて、プレジャーボートも分離したことにより、漁業者と遊漁者との事故防止などにも期待されています。

また、ここ数年のホタテ貝については輸出用が順調に推移しておりましたが、2016年度（平成28年度）から原因不明のホタテ貝のへい死が発生しており、取扱量が大幅に減少していることから、今後、噴火湾全体の課題として、原因究明とホタテ貝養殖技術の向上などのへい死対策について取り組む必要があります。

あわせて、ホタテ養殖業に伴う漁業系廃棄物の処理については、外来種のヨーロッパザラボヤ、フジツボ、い貝などの大量発生により、漁業環境の悪化が懸念されており、処理対策が求められています。

その他の水産物については、噴火湾においてマツカワの種苗放流を実施しておりますが、高級魚としての流通が求められており、今後の対策が必要となっています。また、ウニについては、日本海産キタムラサキウニの種苗放流を2013年度（平成25年度）から実施し、安定したウニ漁場の整備を行っており、ホタテ貝の価格低迷時における安定した水揚げ金額を支える漁業として、引き続き漁場整備が求められています。さらに、ナマコについては、豊浦町から室蘭市における地元協議会においてナマコの種苗放流による生息等調査を行い、今後の優良な漁業として取り組みを行っており、ナマコ漁場についても整備が求められております。

今後の漁業における課題ですが、TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）が合意に至り、ホタテ貝に対する関税についても撤廃されることとなっています。また、その他の水産物も撤廃される予定であるため、地域水産業への長期にわたる様々な影響が懸念されることから、安全で良質な水産物を育てあげるため、地域が一体となって取り組む必要があります。

また、ホタテ貝の水揚げ金額が伸びている一方、漁業就業者が年々減少しており、後継者対策が必要となっています。ここ数年は、新卒の後継者やUターンによる後継者も増えていますが、ホタテ貝養殖業の新規個人就労には膨大な資金と経験が必要であることから、新規個人経営は難しい状況もあり、効率的な漁業経営を確立するためには、協業化や法人化なども視野に入れながら、担い手の育成や新規就労対策も行う必要があります。

洞爺湖における内水面漁業については、ヒメマスやワカサギは特産品としても多く利用されており、漁業にとっても貴重な収入源であることから、採卵・孵化・放流事業を推進し、資源の確保を図る必要があります。

【基本方向】

- ◇漁港を中心とする漁業生産活動の整備を推進するとともに、流通体制の強化を図り、安心・安全な水産物の供給と需要拡大に努めます。
- ◇漁協、ホタテ生産振興協議会、漁業振興協議会とも連携し、ホタテ貝等の付加価値を高めるとともに、消費・流通対策、販路拡大など活力ある浜づくりを推進し、漁業経営の安定を図ります。
- ◇漁業及び地域協議会と連携し、種苗生産放流、魚介類の栽培漁業を推進し、水産資源の持続的な利用が可能となる資源管理型漁業の確立を図ります。
- ◇漁業環境改善及び漁業経営の安定に向けて、漁業系廃棄物処理の効率化と付着量の削減に努めます。
- ◇若者が希望を持てる漁業の推進と、後継者の育成に努めます。
- ◇漁港の安全利用及び海上での安全操業に努めます。
- ◇洞爺湖内水面漁業の水産資源の持続的な利用のための孵化放流対策の強化を図ります。

【主要施策】

- ◇地域水産物供給基盤整備事業計画により漁港整備を推進し、生産基盤の整備促進を図ります。
- ◇漁業経営の改善として、漁業経営の近代化、漁業系廃棄物の適正処理、流通体制の改善、観光・物産と結びついた漁業の推進を図ります。
- ◇種苗生産放流、魚介類の栽培漁業を推進し、水産資源の持続的な利用が可能となる資源管理型漁業の確立を図ります。
- ◇水産指導所などの指導機関や試験研究機関の協力を得ながら、水産雑物の減量化を図ります。
- ◇漁協、指導機関などが一体となり、後継者の育成を図ります。
- ◇救難所活動を推進し、海難事故等の予防及び海の安全を図ります。
- ◇洞爺湖内水面漁業の主魚種であるワカサギとヒメマスの子苗生産等の技術を確立し、安定した種苗生産放流を行ない漁業資源の増大と安定化を図ります。

第3節 商工業の振興と新産業の開発

【動向と課題等】

当町の商業は、虻田本町地区と洞爺湖温泉地区、洞爺地区の3地区に独立的商圈を形成していますが、車社会の定着や情報化などの進展に伴い、消費者ニーズが変化、高度化するとともに消費行動の広域化・多様化が進み、商業圏構造の変化や人口減少、近隣での大型店舗進出による町内顧客の減少、消費者の町外流出など商店経営にとって厳しい状況が



続いています。

このため、個々の商店が消費者ニーズの把握に努め、適切な対応を図るとともに、関係機関・団体と連携し、経営体質の強化や地域に密着したサービスの展開などを推進する必要があります。また、地域の商店街は、これから増加する高齢者が安定的に日用品を購入できる環境として重要な役割を担っていることから、地域に根ざしたにぎわいあふれる商店街の形成に努めるとともに、観光関連事業等と連動した商店街の活性化を図る必要があります。

次に、水産加工を主とした食料品製造業を中心とする当町の工業については、既存企業の体質強化、経営の安定化、近代化に向けた支援を進めるとともに、近年は水産加工業の企業数が減少傾向にあるため、地元の水産物の活用に向けた新たな企業の誘致について検討し、その実現化をめざす必要があります。

さらに、一体的な産業開発・起業支援体制の整備を図り、各産業の連携・融合による新たな特産品の開発や新産業の開発、新規起業の促進を図る必要があります。

また、地産地消については、地場製品の直売施設である道の駅等を運営する企業組合や事業協同組合が積極的に推進しているほか、連携してPR活動に取り組むなど、新たな体制が整いつつあります。しかし、周辺市町の道の駅等も積極的に事業を展開しており、今後、豊富な地場製品を使った地域グルメや加工品を開発するなど、地域の魅力を活かした取り組みが必要となっています。また、今後は建物の老朽化対策も課題となることから、地域資源を活用した魅力ある施設整備が必要となっています。

【基本方向】

◇地域に根ざした商業の振興、発展を図るため、消費者ニーズを的確に把握しながら、商店街の整備、活性化に努めます。

◇他産業との連携を推進し経営基盤強化を図りつつ、地場製品の利用促進、新たな加工品や地域グルメの開発に努めるとともに、空き店舗などへの新規企業の誘致促進を図ります。

【主要施策】

◇観光関連事業と連動した商店街の整備を支援します。

◇商工会と連携し、消費者ニーズに対応した商店街活動やイベント開催に努めます。

◇加工品や味覚品の地産地消を推進します。

◇事業協同組合等により、地場製品を使った魅力的な加工品や地域グルメを開発するなど「食による地域魅力化」を図り、観光業や産業の振興に努めます。

第4節 医療福祉産業の振興

【動向と課題等】

近年、経済変動や雇用形態の多様化などにより、地域産業の担い手をめぐる社会環境は厳しさを増し、働きたくても働く場がない、労働に対する対価が低い、将来の保障がないなど、雇用情勢は依然として厳しい情勢が続いており、求職者に対する就労支援や新たな雇用機関の創出などが求められています。

そのような状況のもと、今後も高齢社会の進行に伴い、在宅生活や医療施設、介護施設などにおいて支援を必要とする高齢者が増加するとともに、予防・健康ニーズの増加・多様化などにより医療福祉産業へのさらなる需要が見込まれることから、サービスの提供を担う地域包括ケアシステムを支える人材の確保も課題となっています。

胆振西部圏域は道内でも医療施設や介護施設が多く、町内の医療福祉関連の就業者の割合は非常に高くなっています。

このことから、医療福祉分野への参入や開発における課題解決のほか、法規制への対応等を支援することにより、新たな雇用の場の創出を図るとともに、企業と病院・福祉施設のマッチングや連携による支援体制の構築のほか、人材育成などによるサービスの質の向上に努める必要があります。

反面、近年は医療及び介護従事者の不足により、従事者の半数以上が町外から通勤してきている現状がみられています。質の高いサービスを提供するためにも、安定した従業員の生活環境を確保する必要があります。

【基本方向】

◇雇用の場を創出するとともに、サービスの質の向上を図ります。

◇情報提供や人材育成により、求職者の就労を支援します。

【主要施策】

◇地域総合整備資金による貸し付けを行ないます。

◇保健・福祉・医療の業務に関心のある求職者や学生を対象に、事業所の協力を得て、事業所説明会を開催します。

◇関係機関の協力を得て、介護従事者のスキルアップ対策と資格取得のための支援など、人材育成に向けた検討を図ります。

◇保健、医療、福祉、介護が連携して、高齢者や障がい者を支援する体制をつくります。

第4章

心豊かに子どもを育むまちづくり

結婚、出産、子育ての希望をかなえ、学習環境や子育てしやすい地域社会を整えることで、子どもの健やかな成長と若い世代の定住を促進します。

第 1 節 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

第 2 節 子育て支援の充実

第 3 節 学校教育の充実と学習環境の整備

第 4 節 子どもが遊べる環境づくり

第1節 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり



【動向と課題等】

当町の未婚者の価値観も多様化しており、単身が気楽で結婚を望まない方や、結婚・出産の希望があるにも関わらず出会いの機会がない・希望がかなっていない方々が混在する状況と思われます。

家庭を築き、安心して子どもを産み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるようにするためには、経済的・精神的にも自立し、積極的に地域社会に参画できる環境づくりが必要です。そのためには、雇用の場の確保や職場の理解、育児・子育て体制の整備、夫婦共働きができるような体制づくりなどが課題となっています。

また、安心して結婚・出産・子育てができるよう、出会いの場づくりから、安心して産み育てられる環境づくりまでの切れ目のない支援を推進する必要があります。

【基本方向】

◇結婚に対する意識の醸成や、安心して切れ目なく結婚・出産・子育てができるよう、地域社会が一体となって支援する環境づくりを進めます。

【主要施策】

◇結婚希望者に対し、出会いの場の提供と個々に応じた支援を、民間活力の導入も検討しながら推進します。

◇妊娠、出産から子育てに関する、利用できる支援制度やサービスなどの充実と情報提供を図ります。

◇仕事と家庭における時間のバランスが取れた働き方の実現のため、北海道、地域の企業、労働者団体、労働局等と連携しながら、育児休業制度、介護休業制度、再雇用制度等の制度の啓発・情報の提供等、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

◇不妊治療費の一部を助成することにより、子どもの誕生を望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

◇妊娠から出産、子育て期にわたるまで、健康福祉センターや子育て支援センター、保育所、学校などと連携を図り、切れ目のない支援を図ります。

第2節 子育て支援の充実



【動向と課題等】

少子高齢化の急速な進行とともに、核家族や夫婦の共働きが増加し、子どもや子育て世

帯を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。また家庭の経済状況などにより、子育て環境に格差が生じ、社会問題ともなっています。

これらを踏まえ、子育て支援については、国においても大きな政策課題となり、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

当町においても、2020年（令和2年）3月に策定した「第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」の着実な取り組みが求められており、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもがのびのびと成長し、安心して子育てができる環境の充実を図るとともに、仕事と子育てを両立するための職場環境や住宅などの整備が必要となっています。

幼児期においては、家庭や地域で様々な体験を通じ人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、健康や保健指導のほか、予防接種や新生児訪問による母体及び乳幼児の健康の保健保持増進の充実などが必要です。また、ひとり親家庭等・乳幼児に対する医療費助成制度を活用して、適切な医療費の助成による健康の保持・増進を促進する必要があります。

子育て支援は妊娠前から開始されます。そのため、町ではすべての子育て世帯が、地域から孤立して、子育てに思い悩むことがないよう安心して子どもを産み育てられるよう、2021年（令和3年）4月に「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊産婦や乳幼児等の状況を早期から把握し、分野や事業にとらわれず地域全体で継続的・包括的に支援が行われる体制を整備しました。

今後は関係機関がより円滑な連携のもと、交流の場づくりや、子育て相談の充実のほか、子育て家庭をサポートする体制づくり、総合窓口機能のなどの整備を図り、切れ目のない支援が提供される地域づくりが重要となります。

夫婦共働き世帯やひとり親世帯が増える中、幼稚園・保育所・子育て支援センターや放課後児童健全育成事業が果たす役割も大きくなり、施設や機能の充実を図ることも必要となっています。現在、当町には待機児童はいませんが、一部老朽化した施設があることから、安全性の確保を図るため改築を行う必要がある一方で、入所児童の減少が続き、入所定員を割り込んでいる状況にあることなどから、保育所の適正配置として、虻田地区の2保育所の統合について、計画しているところです。

また、保護者をはじめとするすべての人々が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの成育や子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守りあえる体制づくりが課題となっています。

当町の未来を担う子どもの健やかな育成のため、家庭や地域社会、福祉・保健・教育などの関係機関が連携し、多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

【基本方向】

◇子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

◇地域全体で継続的・包括的に支援できる体制を構築し、子どもや母親の健康確保など、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

- ◇ひとり親家庭等・乳幼児に対する適切な医療費の助成に努めます。
- ◇親の育児支援を柱にした、母子保健事業の充実に努めます。
- ◇乳幼児が適切な時期に予防接種を受けることができ、接種漏れのないように努めます。
- ◇ひとり親家庭等の自立支援の推進や子どもの貧困対策など、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実に図ります。
- ◇子どもの権利と安全を大切にする環境の充実に図ります。
- ◇保育サービスの充実や子育て支援のネットワークづくりなど、子どもの成長と自立を支える環境体制の充実に図ります。
- ◇保育所運営事業・子育て支援センター運営事業の推進を図ります。
- ◇子ども・子育て支援法に基づき私立幼稚園等への支援を図ります。

【主要施策】

- ◇子どもの出産を祝うとともに、子育て家庭への経済的支援に努めます。
- ◇乳幼児の健康管理と親の育児支援のために、家庭訪問や乳幼児健診等を実施します。
- ◇子育て支援センターや保育所などの関係機関と連携をとりながら、母子保健事業を実施します。
- ◇思春期保健対策の充実に努めます。
- ◇ひとり親家庭等・乳幼児に対する適切な医療費の助成を図るとともに、町独自事業による乳幼児医療費無料化の維持継続に努めます。
- ◇発達支援が必要な子どもとその家庭に対する支援を図ります。
- ◇ひとり親家庭等の自立支援の促進や生活困窮家庭に対する支援を図ります。
- ◇子どもたちと親が適切な食行動ができるように、食育活動を推進します。
- ◇子育て支援センターを中核とし、関係機関等と連携をとりながら、子どもと親に対する子育て支援事業の推進を図ります。
- ◇健康福祉センター、保育所、子育て支援センター、子育て世代包括支援センターの連携を図り、子育て相談窓口の充実や子育て情報の発信に努めます。
- ◇子育てサロンなど子育て中の母親などが気軽に集まれる居場所づくりに努めます。
- ◇子育て支援ネットワークづくりやスクールカウンセリングなどの環境整備に努めます。
- ◇子どもの貧困の実態を定期的に把握し、関係部署との連携のもと、横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、協議検討のうえ貧困対策の推進を図ります。
- ◇児童虐待防止対策や交通安全、有害環境対策等の促進を図ります。
- ◇子どもや親が安心して利用でき、子育て支援となる保育の推進を図ります。
- ◇老朽化した保育所施設の改築を推進するとともに、保育所の適正配置について検討を進めます。
- ◇子ども・子育て支援法に基づき、私立幼稚園等への支援を推進します。

第3節 学校教育の充実と学習環境の整備



【動向と課題等】

人口減少、少子高齢化、国際化・情報化等の進展など、変化の激しい社会情勢の中で、地域の未来を担う子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和的な発達により、「生きる力」を育てる教育が求められています。特に、学校教育においては、確かな学力の定着と生活習慣の改善が課題となっています。

当町の特性や地域の人材等を生かした特色ある教育・学校づくり、環境問題や国際化、1人1台端末を活用したICT化等の課題に対応した教育に努めるとともに、児童生徒の問題行動等の対応における早期発見・早期対応体制の充実を図る必要があります。また、健康づくり、食育、特別支援教育の充実などにも取り組む必要があります。

安全で快適な学校教育環境は教育の基盤であります。施設の老朽化等に伴う耐震化工事は、2015年度（平成27年度）末をもって町内小中学校すべて完了していますが、つり天井構造の体育館が一棟あることから、改修を進めます。その他、老朽化した学校施設などの改修が求められており、教職員住宅についても、あり方を含めた検討が必要となっています。また、学校給食体制のあり方なども検討が進められております。

児童生徒数の減少などにより、今後の児童生徒数の状況を見据えながら小中学校の適正配置について検討をする必要があります。

高等学校教育については、地域における高等学校教育の確保を図るため、引き続き支援する必要があります。

【基本方向】

◇教育目標である「確かな学力、健やかな身体、豊かな人間性を育み、自立した生き方を支える教育の推進」、「家庭・地域の教育力を育み、地域特性を生かし、社会全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」、「社会教育・芸術文化・スポーツを通し、協働的で潤いのある地域づくりのための生涯学習の推進」、「教育全体を支える自然、歴史、文化、産業等の地域特性を生かしたふるさと教育の推進」に沿い、○子育てをしやすい環境整備の推進、○社会で生きる実践的な力の育成、○豊かな心と健やかな体の育成、○信頼される学校づくりの推進、○地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進、○生涯学習社会の推進を基本に具体的活動の展開を図ります。

◇老朽化した学校施設などの改修に努めます。

◇小中学校の適正配置に努めます。

◇道立虻田高等学校については、存続に向けた活動、支援を行ないます。

【主要施策】

- ◇小・中学校の教育については、教育改善推進事業による学力向上の取り組みや地域の特性を生かした「環境教育」、「国際理解教育」、「防災教育」等の推進を図ります。
- ◇命を尊重する人格形成に向けた道德教育を推進します。
- ◇安全で快適な学校環境づくりを図ります。
- ◇児童生徒の安全と安心を守るため、学校と家庭・地域及び関係機関が相互に連携して、地域全体で子どもたちを守り育てる安全安心の体制づくりを支援します。
- ◇地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う児童生徒の成長を支える方策としてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）設置を推進します。
- ◇幼・保・小・中連携による一貫教育の研究を進めます。
- ◇児童生徒の健全な心身の育成やいじめを含めた問題行動、さらには不登校などへの対応について、学校と家庭・地域等と連携した取り組みを図ります。
- ◇発達障害のある子どもたちを支援するシステムづくりなどの特別支援教育の推進を図ります。
- ◇就学した生徒の将来の進路確保の支援を推進します。
- ◇優れた人材の確保と、特色のある魅力豊かな教育活動に対する支援を推進します。
- ◇老朽化した学校施設などの改修を図ります。
- ◇小中学校の適正配置については、各種状況を見据えながら検討します。
- ◇人材育成と地域活性化を担う拠点として、道立高等学校の支援を推進します。
- ◇ICT（情報通信技術）を活用して「子どもの力を最大限に引き出す学び」を実現するために必要な支援を推進します。

第4節 子どもが遊べる環境づくり



【動向と課題等】

都市化の進展や少子高齢化・核家族化の進行などにより、子どもが遊ぶ環境を取り巻く情勢や子育て環境が大きく変化しています。そのような状況の中、当町においても昔のように子どもたちが自由に遊びまわれる屋外環境は消失し、まちの中から子どもの遊び場・居場所が失われ、子どもの遊びが許容される場所は、大小の公園に限定されつつあります。このことから次代を担う子どもの遊び環境について再考し、子どもがのびのびと自由に遊べる環境を提供する必要があります。

子どもの健全な成長のために必要不可欠な子どもが遊べる環境について、かつて『遊び』から学んだ多くのことをもう一度思い出すことが重要であり、自然とのふれあいや、子ど

もと親と一緒に楽しむことができるなど、子どもが本当の意味でのびのびと自由に楽しく遊べる環境を実現することが必要です。

また、安心して遊べる環境づくりとして、防犯体制の整備や事故の予防など地域社会が協力し、子どもの安全を確保する必要があります。

さらに、公園利用者の安全確保、維持管理費等の縮減の観点から、公園施設の適切な修繕、改築や計画的な対策を図る必要があります。

【基本方向】

◇多様で魅力的な遊び場づくりに努めます。

◇地域ぐるみで防犯活動や事故の予防に努めます。

【主要施策】

◇幼児や児童の安全な遊び場として、ちびっこ広場や公園の適正な維持管理に努めます。

◇子育てサロンなど、小さい子どもでも遊べる、天候に左右されない屋内の遊び場づくりを図ります。

◇子どもを犯罪等の被害から守るため、学校・家庭・地域などの関係機関との連携を強化し、防犯活動に努めます。

◇子どもを交通事故から守るため、学校や地域を通して交通安全教室の開催や指導体制の充実、道路交通法の改正などの周知及び啓発活動の推進を図ります。

第5章

やさしさあふれる健康福祉のまちづくり

保健・福祉・介護・医療・住民が連携し、サポート体制の充実を図ることで、いつまでも健康で安心した暮らしを続けられる地域を創造します。

第 1 節 保健・医療の充実

第 2 節 地域福祉の充実

第 3 節 高齢者福祉の充実

第 4 節 障がい者福祉の充実

第 5 節 社会保障の充実

第1節 保健・医療の充実



【動向と課題等】

少子高齢化・核家族化の急速な進行、女性の社会進出や人間関係の変化など住民の生活形態や意識の変化など、私たちが生活を営むうえでの社会環境が大きく変化しています。

医療技術の進歩と公衆衛生面の著しい改善があいまって、急激な高齢化が進む中、食生活の変化、ストレスの増大、運動不足など健康を取り巻く課題が拡大し、人々の健康に対する関心が一層高まっています。

また、高齢化の進展や新たな健康阻害要因の拡大などに伴い、医療ニーズは、多様化、高度化していますが、2021年（令和3年）4月現在、当町には病院2ヶ所、診療所6ヶ所（うち老人ホーム施設内1）歯科診療所4ヶ所、このうち洞爺地区の歯科診療所は町が民間に委託している医療体制となっています。

うち、訪問診療を行う病院、診療所は2021年（令和3年）4月現在3か所となっており、自宅で医療を受けつつ生活し、本人が望む場所での看取りを迎える体制が整いつつあります。

一次救急医療は、洞爺協会病院と伊達赤十字病院が実施しており、二次救急医療は、洞爺協会病院を含む室蘭市の3総合病院など8医療機関が輪番で実施する体制をとっています。また、三次救急医療は、日鋼記念病院が実施しており、比較的医療体制が整っている地域でもあります。医療制度改革、医療従事者の不足と偏在により、地域医療が非常に厳しい状況にも直面しています。

現在、全国的に急激な高齢化の時代を迎え、高度医療、在宅医療、終末期医療などさまざまなニーズが生じており、診療所と病院、病院間それぞれが役割を分担して医療を提供できる地域医療体制づくりを推進していく必要があります。

住民の健康については、高齢化と生活様式の多様化による生活習慣病等により健康維持と適切な医療の確保が必要であるため、各種がん検診や生活習慣病等の予防のために健康支援を積極的に推進し、早期発見、早期治療による医療費軽減やライフステージに応じた健康づくりと住民主体の健康づくりを支援する必要があります。

また、洞爺湖町健康づくり計画、洞爺湖町データヘルス計画、洞爺湖町食育推進計画などの推進に努めるとともに、健康福祉センターさわやかを拠点として住民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進していく必要があります。

各種予防接種においても、各年代層の受診に対する周知や環境整備を整え、接種率向上への取り組みを推進していく必要があります。

【基本方向】

◇多様なニーズに対応できる地域医療体制の確立に努めます。

- ◇健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病予防を柱とした保健事業の推進に努めます。
- ◇住民の主体的な健康づくりを推進し、健康な地域づくりをめざします。
- ◇高齢者のインフルエンザ予防接種率の維持向上に努めます。
- ◇地域包括支援センターと連携し、保健医療の向上と福祉の推進を包括的に支援します。
- ◇新型コロナウイルス感染予防対策に努めます。

【主要施策】

- ◇確立された救急医療体制が円滑に実施できるように努めます。
- ◇診療所と病院、病院間それぞれが役割を分担して医療を提供できる、地域医療体制づくりに努めます。
- ◇市町村健康増進計画（市町村食育推進計画を含む。）に基づき事業を推進します。
- ◇基本（特定）健診や各種がん検診は、内容や方法を工夫し住民が受診しやすい環境を整え、受診率の向上による疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ◇健診結果を活用し、生活習慣病の危険因子の高い人の重症化の予防を図ります。
- ◇「栄養」「運動」など生活習慣病予防に取り組む住民を増加させるため、健康教室や健康相談により知識の普及・啓発を図ります。
- ◇健康づくり推進員が地域の健康づくりの核として活動できるように支援します。
- ◇地域、事業所、各種団体と連携をとり健康づくり事業を実施します。
- ◇予防接種の必要性、種類、接種時期についての知識の普及を図り、個別予防接種の周知に努めます。
- ◇新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、感染予防に必要な情報提供に努めます。

第2節 地域福祉の充実



【動向と課題等】

核家族化の進展や急激な少子高齢化を迎え、人口も自然減に転じている中、旧来の地縁・血縁に頼っていた相互扶助が希薄化するとともに、これまで地域社会が有していた連帯意識や相互扶助に対する考え方、「家族や地域の助け合い」による弱者に対する支援が縮小しつつあります。今後、地域における福祉ニーズがますます増大・多様化することが予想される中、必要なサービス量の確保はもとより質の向上が求められています。

このような中、町民の地域福祉についての理解と認識を深め、福祉関係の専門機関や事業者との連携、地域における子育てや高齢者、障がい者の自立を支える体制整備、また、行政が受けもつ保健、医療、福祉、生涯学習施策等の推進と、町民、団体、事業所等の活動が一体化され、安心して暮らせる地域福祉の気風と仕組みの構築が必要となっています。

プライバシーに関する問題も考慮しながら、福祉ボランティアの育成や、身近な地域を

単位とした福祉ネットワークの形成を進めるほか、アイヌの人たちの生活の向上に向けた施策を引き続き推進していく必要があります。

【基本方向】

◇地域福祉を支える仕組みづくりに努めます。

◇住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、また、個人が尊厳をもって生涯にわたり地域で健やかに暮らせるまちづくりに努めます。

◇官民、協働による地域福祉の推進を図ります。

【主要施策】

◇今後の多様化する福祉ニーズに対応した活動の活性化や円滑化を図るため、社会福祉協議会の組織強化や機能充実、事業支援に努め、福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成・推進を図ります。

◇地域で支え合いながら、誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくりの形成に向け、様々な方々が地域の担い手として活動できるよう、NPO設立の相談や支援を始め、地域福祉団体の育成に努めるとともに、情報提供の充実に努めます。

◇アイヌ文化の振興と伝統文化の普及啓発及びアイヌの人たちの生活向上のための各種施策の周知・推進に努めます。

第3節 高齢者福祉の充実



【動向と課題等】

2025年（令和7年）に「団塊の世代」が75歳を迎えるなど、総人口・現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加するなど、高齢者人口はピークを迎えています。

そのため、地域における見守り体制の強化や生活支援の充実、緊急時の連絡体制の整備など、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送り続けることができるよう、更なる支援体制の強化が必要です。

また、認知症高齢者が急速に増加しており、認知症の予防及び早期発見・早期治療につなぐこと、そして認知症を抱えながら安心して暮らし続ける地域づくりが大きな課題となっています。

2021年（令和3年）4月に施行された介護保険法等の改正は、2025年（令和7年）、その先の2040年（令和22年）、そして地域共生社会の実現に向け、「介護予防・健康づくりの推進」や「保険者機能の強化」、「認知症施策の総合的な推進」、「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」などを目指すものとなっています。各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となっており、また、介護サービス需要が更に増加・多様

化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要となっています。

今後は、病気や障がいの有無に関係なく、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活が維持できるよう、認知症施策推進大綱の理念等を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めます。

あわせて、行政だけでなく、関係医療・介護事業所等と一体的に地域づくりに取り組むことで、制度・分野ごとの縦割りや、支える側・受ける側という関係を超えて、住民一人ひとりが生きがいをもちながら暮らし、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

【基本方向】

◇高齢者の健康保持増進、生きがい対策を促進し、住みやすい街づくりに努めます。

◇介護保険・介護予防事業の充実を図ります。

◇在宅高齢者への支援サービスの充実に努めます。

◇地域力の再生による生活支援事業・高齢者見守り支援事業の推進に努めます。

◇認知症高齢者・家族・地域がともに安心して暮らし続けるための地域づくりを視野に入れた認知症施策の推進に努めます。

◇地域包括支援センターと連携し、保険利用の向上と福祉の推進を包括的に支援します。

◇介護保険事業計画を策定し、介護保険制度の安定運営に努めます。

【主要施策】

◇要支援認定者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して介護予防の啓発等行う「一般介護予防事業」の導入により、地域の身近な暮らしの場で介護予防を実施していきます。

◇地域での介護予防活動の担い手となるサロンサポーター養成講座を開設し、認知症予防の運動等を取り入れた地域での自主的な集いの場の開催に向けた支援を行ないます。

◇生活支援体制整備事業について、協議会の開催や「生活支援コーディネーター」との連携により、地域住民やボランティアによる互助の力を活かした仕組みづくりや継続して必要な支援を受けることができるよう体制の整備を図ります。

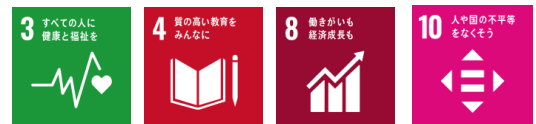
◇ひとり暮らし高齢者などが抱える生活課題を地域住民が自ら解決する力を活性化するため、元気な高齢者を中心に地域でのボランティア活動を行うための環境を整備するとともに、地域住民が互いに支え合う共助の力を活かした仕組みづくりに向けた支援を行ないます。また、地域で高齢者を見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進するため、自治会等と連携し、地域における見守り活動の支援を行ないます。

◇「認知症支援推進委員」を中心に、地域における認知症の人とその家族について相談支援や関係機関が連携して支援できる体制「認知症初期集中支援チーム」を設置し、支援体制を構築します。

- ◇保健、医療、福祉、介護が連携して、高齢者や障がい者を支援する体制をつくります。
- ◇増大する介護給付費を抑制するために、保健・医療との連携による介護予防対策事業を積極的に推進して、適正な介護サービスの給付と介護保険料の算定に努めます。
- ◇介護保険・介護予防事業の充実を図るため、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉の連携を図ります。また、要介護者などの増加を防止するために、一体となったサービスの提供体制や地域包括支援センターが調整役として十分な機能を測れる体制の構築に努めます。
- ◇在宅高齢者への福祉サービスの充実として、高齢者が快適な日常生活を送れるよう、福祉バス、入浴サービス、デイサービス、ホームヘルプサービス、配食サービスなどを引き続き推進します。また、地域包括支援センターを中心として、連絡、調整、総合相談などのマネジメントを充実させ、地域ケア体制の強化を図ります。

第4節 障がい者福祉の充実

【動向と課題等】



障がい者福祉施策については、ノーマライゼーションの理念の下、支援費制度の導入をはじめ、発達障害者支援法、障害者自立支援法の制定など、障がい者福祉施策の各般にわたる改革が進められてきましたが、家族などの負担軽減やすべての障がい者が住み慣れた家庭で安心した生活を送れ、身近な地域で介護や創作活動などのサービスを受けることができる生活基盤の整備が必要となっています。

また、生きがいを持って家庭や地域の中で自分のライフスタイルに合わせた生活を送りながら、各分野で活躍できるような社会参加の促進、人として尊厳をもって暮らせる社会の実現を目指す自立支援のため、関係機関との連携体制の整備も必要です。

さらに、重度心身障がい者に対する医療費助成制度を活用し、適切な医療費の助成による健康の保持・増進を促進するとともに、地域で共生できるよう社会適応訓練や就業・生活支援等の充実のほか、相談支援体制の充実やバリアフリーなどの環境整備により、障がい者が社会参加しやすい環境をつくる必要があります。

【基本方向】

- ◇障がい者支援推進体制の充実を図ります。
- ◇障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ◇障がい者の自立した生活の支援に努めます。
- ◇ノーマライゼーション理念の普及啓発の促進を図ります。
- ◇相談体制等の充実を図ります。
- ◇在宅生活、日中活動等の支援の充実に努めます。

◇重度心身障がい者に対する適切な医療費の助成に努めます。

◇就労支援の充実を図ります。

◇コミュニケーション手段の確保に努めます。

【主要施策】

◇地域自立支援協議会における部会活動の活発化や、関係機関との連携強化を図ります。

◇障がい者の地域での自立した生活を向上するため、町ホームページからの情報発信や、分かりやすい障がい者福祉ガイドブックを作成し、障がい福祉に関する情報提供の充実に努めます。

◇地域住民の障がいに対する知識理解を深めるため、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

◇障がい者やその家族が相談しやすい環境づくりに努めます。

◇更正医療・補装具・日常生活用具の給付などや、ホームヘルプサービスの充実など在宅援護の充実を図ります。

◇コミュニケーション手段の確保に向け、コミュニケーション支援事業を推進し、手話通訳者の確保や手話奉仕員の養成に努めます。

◇障がい者の利用に考慮した公営住宅や公共施設、道路などのまちづくりにおいては、関係機関と連携をはかり、住居環境の整備改善に努めます。

◇保健指導体制を強化し、障がいの発生予防に努めるとともに、医療機関との連携を密にして早期発見、早期治療体制の充実に努めます。

第5節 社会保障の充実



【動向と課題等】

健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、当町では、生活困窮世帯に対し、生活保護制度や生活福祉資金貸付制度の適用により生活の援護や自立の促進を図っています。

当町における被保護世帯数は、依然として増加傾向にあり、世帯類型別でみると高齢者、母子、障がい者といった生活基盤が弱く、疾病により就労や自立が困難な世帯で占められおり、今後、社会情勢や経済情勢等の社会変動に伴う要因などから、さらなる被保護世帯の増加が危惧されています。

このため、低所得世帯が地域で安心して生活が送れるよう、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、状況の把握と相談援護体制の充実を図り、各種制度の活用や、就労の促進による自立更生の助長に努めることで、予防措置の強化の取り組みを推進していく必要があります。また、経済的自立につながる施策の実施に努めていく必要があります。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な医療保険であり、町民の健康を支え

る重要な役割を担っています。当町の直近の被保険者数は、1, 449世帯、2, 227名となっており、低所得者や高齢者の加入割合が高く、また、医療技術の進歩や多受診などにより、医療費が高額化しています。

このため、健全な国民健康保険制度の運営を図っていくためには、医療費適正化対策の推進などを図りながら、従前の保健事業や生活習慣病対策事業などの推進が求められています。また、2018年（平成30年）4月からは、国民健康保険制度の安定化を目指すことを目的に、都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国民健康保険の中心的な役割を担うこととなります。今後、持続可能な国民健康保険制度の再構築に向けて、北海道と連携しながら制度周知を図っていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、2008年度（平成20年度）に75歳以上の高齢者に対する新たな医療制度として創設されてから約10年が経過しています。町民に定着してきておりますが、これからも制度の周知徹底を図る必要があります。

国民年金は、高齢者の基礎的収入を支える重要な制度ではありますが、少子高齢化の進展に伴い年金を受け取る世代は増加し、それを支える現役世代は減少する厳しい時代となっています。また、将来的な制度への不安などから保険料未納者の増加も問題となっています。このようなことから、持続可能な制度運営のため、保険者である国と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する必要があります。

【基本方向】

◇地域包括支援センター機能の強化、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関との連携を強化し、生活不安を抱える低所得世帯への適切な相談・指導体制の充実を図るとともに、生活扶助制度の適正な運用など経済的援助を促進し、生活の安定と自立支援に努めます。

◇被保護世帯の自立を促すために、就労に向けて必要な支援等の実施に努めます。

◇国民健康保険運営・後期高齢者医療制度及び国民年金制度の啓発に努めます。

◇国民健康保険事業の特定健診等実施計画を策定し健全運営に努めます。

【主要施策】

◇低所得者の支援として、生活の安定と自立更正を促進するため、世帯の実態把握に努めるとともに、民生委員児童委員や関係機関との連携を密にしながら、きめ細やかな生活相談・更正指導ができる体制づくりに努めます。

◇自立の相談と支援として、低所得者世帯の生活安定のため、社会福祉協議会との連携を図り、生活福祉資金制度などの活用の奨励に努めます。

◇町広報誌等により、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の啓発に努めます。

◇特定健康診査等実施計画に基づき、保健指導対象者に対する支援の充実に努めます。

第6章

人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり

地域の住民が様々な活動への参加やそれぞれのつながりを大切にし、互いに協力し合うことで、まちへの愛着と賑わいを創出します。

第 1 節 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成

第 2 節 コミュニティ・住民活動の促進

第 3 節 協働・自立のまちづくりの推進

第 4 節 青少年の健全育成

第 5 節 元気な高齢者の活躍

第 6 節 生涯学習社会の確立

第 7 節 スポーツ活動の促進

第 8 節 国際交流・地域間交流活動の展開

第1節 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成

【動向と課題等】



少子高齢化や家族形態、産業構造の変化など、女性を取り巻く社会環境は大きく変わり、女性の社会的役割はますます高まっています。また、地域の活力を高め、急速に進む時代の変化を乗り越えていくには、男女問わずその個性と能力を存分に発揮できる社会をつくっていくことが重要となっています。

このことから、男女の固定観念や役割分担意識を改め、家庭・学校・地域等あらゆる分野で男女が対等な立場で活躍できるよう、社会的な条件を総合的に整備し、男女共同参画意識の普及を充実する必要がある、また、働く女性の増加により、健康や出産・育児に関する不安や悩みをもつ女性も増えていることから、「安心して子どもを産み育てる」ことのできる環境や体制の整備を進めることが重要です。

一方、「人権の世紀」といわれる21世紀に入りすでに15年以上を経過しましたが、いまだに物質的な豊かさの追求に重きが置かれ、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは他人への思いやりの心が希薄で、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられ、このような状況が、様々な人権侵害を発生させる大きな要因となっています。女性や子ども、高齢者などに対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障がい者、性的指向や性自認に対する偏見や差別のほか、ITの普及によるネット上での誹謗中傷など、様々な人権問題が存在している今、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会の実現が強く求められています。このため、町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができ、相手の気持ちを考えることの大切さを心に訴え、違いを認め合う心を育て、これを未来につなげていくための啓発活動を展開していく必要があります。

また、虐待を早期に解決するためには、弱者を支える人たちが制度や体制の適切な理解のもと、連携して支援を実施することが求められており、高齢者等の生命や権利を擁護するため、関係機関と連携した対応を行えるよう体制の整備を行う必要があります。

【基本方向】

- ◇家庭・学校・地域社会における男女平等教育の推進を図ります。
- ◇男女平等、共同参画の啓発を推進します。
- ◇性差の尊重など人権についての意識高揚・啓発に努めます。
- ◇権利擁護の啓発を推進するため、関係機関と連携した推進体制の充実を図ります。

【主要施策】

- ◇男女共同参画につながる学習機会や社会参加の場の充実を図ります。
- ◇人権教育や人権相談など、人権擁護委員の相談・啓発活動への支援を図ります。

- ◇人権の尊重に関する研修会等を設定し、意識の高揚を図ります。
- ◇虐待対応マニュアルに基づく虐待対応体制や知識の普及を図ります。
- ◇西胆振2市3町の広域で構成する成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の周知を図ります。
- ◇保健・医療・福祉・介護が連携して、成年後見制度が必要な人への支援に努めます。

第2節 コミュニティ・住民活動の促進



【動向と課題等】

地域コミュニティは、伝統的に、自治会、女性団体・青年団体、子ども会などが中心となり活動を行なってきましたが、生活様式の変化や価値観の多様化、少子高齢化による核家族化が進む中、共同体意識や連帯感の希薄化が進みつつあります。

当町においても、地域内の人口減少や高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者の増加のほか、若年層の活動参加率の低下などに伴い、集落機能が低下しています。特に小規模な集落ほど顕著となっていることから、将来的に、自治会の再編が必要となる可能性も否定できない状況となっています。

このことから、コミュニティ活動の活性化や地域づくりを推進するために、活動の核となる施設整備などの活動の場の創出や、若者や移住者等が参加しやすい環境の整備、さらに人材の発掘・育成、コミュニティ団体同士の交流促進などを通じて、多様なコミュニティ活動の展開を促進する必要があります。

【基本方向】

◇地域コミュニティ活動を活性化するため、地域連帯意識・自治意識の高揚、地域コミュニティ組織の育成並びに地域活動の促進に努めます。

【主要施策】

- ◇町内各自治会等の自主的活動の育成と支援を進めます。
- ◇活動の拠点となる集会所等の施設の充実に努めます。

第3節 協働・自立のまちづくりの推進



【動向と課題等】

少子高齢化が進み、若者は都市部へ集中するなど、人口減少は今後も進むことから、購買力の低下やまちの活力が消えていくことが危惧されます。そのため「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを策定し、地域の魅力を活かした定住と賑わいの創出に向けて取り

組みを進めています。

年代や職業などにより、住民ニーズは多様化、複雑化していますが、このまちに住んでよかったと思えるまちにしていけるためには、「暮らしやすさ」とともに、住民自らが主体性をもち、生きがいややりがいを感じられる「暮らしの豊かさ」が重要となっています。また、異なる分野の人たちが、知恵を出し、協力し合い、創り上げていく過程が大切です。

このことから、互いに課題や目的に向けた共通認識をもち、情報の提供・交換をしながら、協働の輪を広げていく必要があります。また、参加を促進しながら、活動が続ける中で地域を担うひとづくり、組織づくりを行うことが課題となっています。

一方、地方行政においては、知恵を出し、地域の「稼ぐ力」や地域価値を高めることなどが求められています。また、限られた財源を効果的・効率的に活用し、経済変動や災害などの不測の事態にも耐えうる、より一層の自立した自治体経営が求められています。今後は人口減少などによる収入の減少と、社会保障や施設の維持補修経費などの増加が見込まれます。

これらを踏まえ、財源確保と将来の財政状況を見据えながら計画的な財政運営を進めるとともに、行政運営のスリム化を図りながら、実施すべき施策には重点的に力を向けるなど、生み出された財源をまちづくりに活用し、あらたな活力を創造する好循環へ転換することが重要となっています。また職員の政策能力を高めるなど、行政の質の向上や施策の効果等を点検・見直しするとともに、広域連携のもと周辺市町等とともに共通課題・共通目的の達成に向け取り組みを進める必要があります。

加えて、民間主導のまちづくりを推奨し、補助金にたよらない自由な事業展開による賑わいや利益の創出のほか、自らがまちづくりの主体者であるとの意識の高揚を図る必要があります。

【基本方向】

◇住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、住民活動の支援を図ります。

◇各種行政計画の策定、実施、点検等への住民参画を促進し、住民との協働体制の確立を図ります。

◇地域イベント等への参加や町への関心を高めるため、広報紙やホームページ等の内容の充実を図ります。

◇地域内相互の情報提供、情報交換などにより、地域間での交流を図ります。

◇政策や施策の実施は、目的や効果を点検、検証し、見直しを図ります。

◇経常経費等の節減に努めるとともに、限られた財源を効果的、効率的に活用するため、予算の重点配分に努めます。

◇広域行政を推進することで、共通課題の解決に向けた取り組みや、共同実施などによる効率化を図ります。

【主要施策】

- ◇住民の自主的活動等を支援します。
- ◇企画段階から住民、民間、行政がともに参画するまちづくりを推進します。
- ◇広報誌や広聴活動の充実を図ります。
- ◇行政評価の分析・公表などにより、政策や施策の実施・点検・見直しを進めます。
- ◇財政計画のもと、経常的経費の節減・合理化や自主財源の確保に努めるとともに、予算の重点化などにより効率的・効果的な財政運営を推進します。
- ◇ふるさと納税などの新たな財源を活用した事業展開を推進します。
- ◇事業目的や事業目的を明確にし、効率化等により生まれた財源をまちづくりに活用する好循環を意識した財政運営に努めます。
- ◇民間の経営手法等のまちづくりへの活用を図ります。
- ◇生活や経済の広域化、住民ニーズの高度化に対応するため、広域連合などの各種広域プロジェクトへの参画を図ります。

第4節 青少年の健全育成



【動向と課題等】

青少年を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に様々な問題が表面化する中、青少年が健全に成長できるよう一体的な健全育成体制を確立し、非行防止活動など健全な社会環境づくりに向けた活動を推進する必要があります。

少年期においては、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題解決できる力を身につけるように「学校」「家庭」「地域」が連携し、ボランティア活動・体験活動への参加や世代間交流の促進など、子どもたちが無理なく社会に関わることができる機会を作り出していくことが重要となっています。こうしたことから地域社会と学校等が連携し、地域が持つ教育力を生かした学習を通して、子どもの生きる力・豊かな人間性を育むことが大切です。

青年期においては、様々な社会活動を通して、自らの人生観や社会観を確立する時期であり、多様化が求められる社会において個々が自らの判断・責任で行動できるよう資質の向上に努めることが重要であり、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域づくりに積極的に関わることや、余暇を利用した文化的創造活動やスポーツ活動など仲間との交流・親睦を図り、視野や人間関係を広げることが大切です。

また、家庭教育に関する講座の開催等による家庭の教育力の向上、青少年の体験・交流活動等への参画促進、青少年団体の育成の充実が必要です。

【基本方向】

- ◇自然・文化・歴史・産業等の地域特性を生かした体験活動の充実を図ります。
- ◇交流や体験活動を通じた青少年のリーダーの養成と人材育成に努めます。
- ◇家庭や地域社会の教育力向上に向けた啓発活動の充実を図ります。
- ◇団体やサークル活動の育成と支援及び各関係機関等との連携を図ります。

【主要施策】

- ◇学校支援ボランティア指導者登録と活用を図ります。
- ◇とうや湖ゲンキッズの充実を図ります。
- ◇家庭・学校・地域の連携による地域未来塾の充実を図ります。
- ◇青年の生活実態やニーズに応じた研修機会の提供を図ります。
- ◇地域づくりなど社会的活動への参画や地域活動への参加促進を図ります。
- ◇地域子ども会やスポーツ少年団など各種団体の育成支援を図ります。

第5節 元気な高齢者の活躍

【動向と課題等】



時代とともに男女とも平均寿命が延びている今、シニア世代のセカンドライフは一昔前に比べ、大きく増えていると考えます。

年齢を重ね、少しずつ不自由になることが多くなっても、自分のできる範囲の中で第二の人生で持っている自由な時間をどのように過ごすかにより、その後の生活は大きく変化するものと考えます。

一方、核家族化の進行や高齢化率の上昇により介護保険サービスを利用する高齢者が増えているにも関わらず、担い手である支援する側の人たちは減少しており、人材育成と担い手の確保が急務の課題となっております。

高齢者は必ずしも介護を受けるだけの存在ではなく、自ら社会参加・社会活動することによって健康維持または老化予防につながります。

住み慣れた地域でいつまでも元気で安心して暮らせるまちづくりのためには、高齢者の活躍の場と高齢者が高齢者を支える地域社会の仕組みを組み合わせた整備を図る必要があります。

【基本方向】

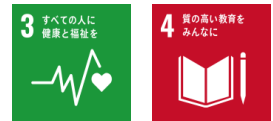
- ◇高齢者の介護予防が重要視される現在、リタイア後の社会参加を支援することを通じて、シニア世代に地域での活動の担い手になってもらい、社会参加の機会や社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防を図ります。
- ◇高齢者の経験や豊富な知識を活かし、活動の場の提供と世代間交流などの機会づくりの

推進を図ります。

【主要施策】

- ◇高齢者が気軽に立ち寄ることができ、情報交換や引きこもり予防を目的とした高齢者サロンのさらなる活動を支援します。
- ◇高齢者の地域活動への参加を推奨するボランティアポイント事業や有償ボランティア事業を実施します。
- ◇高齢者がこれまで培ってきた経験を活かすことができる場の創出のほか、高齢者事業団や民間事業者などの協力を得ながら働く場の情報発信に努めます。
- ◇いきいき学園の事業充実を図ります。

第6節 生涯学習社会の確立



【動向と課題等】

少子高齢化社会の進行や高度情報化社会など、社会情勢は日々大きく変化を続けています。価値観の変化や多様化などに伴い、町民一人ひとりの学習要求もますます多様・高度化が求められています。これらの課題に適切に対応して誰もが生涯にわたって心豊かに学び続けることができるよう、生涯学習の観点に立ち、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たす中で、町の教育資源を活用し、より一層の連携・融合して学習や文化・スポーツ活動を推進していくことが必要です。

また、豊かな人間性の育成など時代を超えても変わらない大切なものをしっかりと次世代に継承していくとともに、時代の新しい課題を適切に受け止め、柔軟に対応してゆとりと潤いのある生涯学習社会の実現を図ることが求められています。

今後は生涯学習の場となる社会教育施設の利用促進や地域ボランティアの人材登録、指導者の育成、学習情報提供体制の整備充実などにより、生涯学習の基盤整備や各世代のニーズに即した特色ある学習プログラムの整備を促進する必要があります。

さらに携帯機器など情報端末機の普及に伴い、活字離れや本への興味が希薄化する中、町民の学習意欲と教養向上を図るために、読書活動の普及と図書の実質が不可欠です。

【基本方向】

- ◇当町の四季の変化に富み、豊かな自然の中で、誰もが豊かな生涯を送るため自ら進んで学習ができる環境づくりを進め、生涯学習体制の整備を図ります。
- ◇生涯学習を通じ、社会参加の意欲を高め、活力ある地域づくりを推進します。
- ◇図書施設の利用促進を図ります。

【主要施策】

- ◇町民カレッジ対象事業の充実と推進を図ります。

- ◇社会教育だよりの発行を継続し、充実を図ります。
- ◇社会教育施設の利用と充実を促進します。
- ◇家庭・学校・地域が連携し、学習や文化、スポーツ活動を推進する事業メニューの整備促進を図ります。
- ◇町民の図書活動の促進と蔵書等の充実を図ります。

第7節 スポーツ活動の促進



【動向と課題等】

スポーツを取り巻く環境は、少子高齢社会の進展に伴い、スポーツの振興にあたっては各年齢層に応じ、また、体力などを考慮しながらそれぞれの年代に合ったスポーツ振興が求められており、近年は競技スポーツに加え、余暇や健康、コミュニティに重きを置いたニュースポーツが志向されるように、スポーツニーズの質的变化と多様化が進んでいます。

スポーツは、実践により心身の健全な育成や健康保持・増進に欠くことのできないものでもあり、生涯にわたって健康で明るく豊かで生きがいのある生活を営むために、気軽に誰もが楽しめる環境づくりが必要です。

今後は、地域の自然や特性を生かしたスポーツや野外活動の進行を図り、各種団体やサークルなどの活動支援、指導者の育成や確保、参加機会の促進に努めることが必要です。

【基本方向】

- ◇生涯スポーツ、レクリエーション、体力づくりの推進を図ります。
- ◇地域の特色や季節に応じたスポーツの推進を図ります。
- ◇指導者及び団体の育成と支援に努めます。
- ◇町民が参加しやすい環境の整備及び他団体との連携を図ります。
- ◇スポーツ推進委員など指導者の活用と充実を図ります。

【主要施策】

- ◇スポーツ教室の充実及び研修などの参加促進を図ります。
- ◇地域の特色を活かしたレイクスポーツなどのアウトドアスポーツの推進を図ります。
- ◇体育、スポーツ団体の育成や活動の支援を図ります。
- ◇体育施設の整備充実と安全性の確保に努めます。
- ◇他団体と連携を図り、広域的な各種大会への参加促進を図ります。
- ◇入江地区におけるスポーツ施設、運動公園の整備を図ります。
- ◇相互交流協定を結んでいる北海道コンサドーレ札幌と連携し、スポーツ教室等の開催を図ります。

第8節 国際交流・地域間交流活動の展開



【動向と課題等】

地球規模で人や経済の国際的な交流が活発化し、諸外国がより一層身近に感じられる状況下にあつて、生活習慣や文化などの相互理解をはじめ国際化時代に対応した地域づくりが各自治体の共通課題となっています。

地域間交流においては、余暇的機能のほか、人材育成や地域の教育・文化・経済振興などへの期待も大きく、より成果のある交流の推進が望まれています。姉妹都市の神奈川県箱根町や友好都市の香川県三豊市をはじめとする国内の自治体やふるさと会等との交流活動を推進する必要があります。

また、国際感覚あふれる人材の育成と世界に開かれた国際色豊かなまちづくりを一層進めるため、国際交流推進体制の整備のもと、多様な国際交流活動の展開を図る必要があります。

【基本方向】

- ◇国際感覚を持った住民を育成する環境整備を図ります。
- ◇地域間交流が活発に出できる機会の提供に努めます。

【主要施策】

- ◇国際化社会に向けた英語教育等の推進を図ります。
- ◇海外の文化に触れ、違いや魅力を学ぶことができる機会の充実を図ります。
- ◇スポーツや観光などを通じた海外都市や外国人との交流を図ります。
- ◇姉妹都市及び友好都市との交流の推進を図ります。